

# 大津市 景観計画 ガイドライン

6 公共事業編



# 目次

|  |          |
|--|----------|
| <b>1. はじめに</b> .....                         | <b>1</b> |
| 1-1 公共事業の景観づくりの意義 .....                      | 1        |
| 1-2 ガイドラインの目的 .....                          | 1        |
| 1-3 ガイドラインの対象 .....                          | 2        |
| 1-4 ガイドラインの活用方法 .....                        | 3        |
| (1) 公共施設の事業段階に応じた手続きフロー .....                | 3        |
| (2) 配慮指針・チェックシート及び事業実施後評価シートを用いた景観形成検討 ..... | 4        |
| <b>2. 景観形成配慮指針</b> .....                     | <b>5</b> |
| 2-1 基本方針に基づく景観配慮指針 .....                     | 5        |
| (1) 大津市における景観形成方針の把握 .....                   | 5        |
| (2) 基本方針に基づく景観配慮指針 .....                     | 6        |
| 2-2 景観形成配慮指針（全事業共通） .....                    | 9        |
| (1) 配置・高さ・規模 .....                           | 9        |
| (2) 形態・意匠 .....                              | 9        |
| (3) 色彩 .....                                 | 10       |
| (4) 素材 .....                                 | 10       |
| (5) 植栽 .....                                 | 11       |
| 2-3 景観形成配慮指針（事業種別） .....                     | 12       |
| (1) 道路整備事業に係る景観形成配慮指針 .....                  | 12       |
| 1) 基本的な考え方 .....                             | 12       |
| 2) 配慮指針 .....                                | 12       |
| 3) 景観の魅力アップのための配慮事例 .....                    | 14       |
| (2) 公園・緑地整備事業に係る景観形成配慮指針 .....               | 17       |
| 1) 基本的な考え方 .....                             | 17       |
| 2) 配慮指針 .....                                | 17       |
| 3) 景観の魅力アップのための配慮事例 .....                    | 19       |
| (3) 河川・水路整備事業に係る景観形成配慮指針 .....               | 21       |
| 1) 基本的な考え方 .....                             | 21       |
| 2) 配慮指針 .....                                | 21       |
| 3) 景観の魅力アップのための配慮事例 .....                    | 22       |
| (4) 橋梁整備事業に係る景観形成配慮指針 .....                  | 24       |
| 1) 基本的な考え方 .....                             | 24       |
| 2) 配慮指針 .....                                | 24       |
| 3) 景観の魅力アップのための配慮事例 .....                    | 25       |
| (5) 砂防・治山事業に係る景観形成配慮指針 .....                 | 26       |
| 1) 基本的な考え方 .....                             | 26       |
| 2) 配慮指針 .....                                | 26       |
| 3) 景観の魅力アップのための配慮事例 .....                    | 27       |

|  |           |
|--|-----------|
| (6) 公共建築物整備事業に係る景観形成配慮指針 .....           | 28        |
| 1) 基本的な考え方 .....                         | 28        |
| 2) 配慮指針.....                             | 28        |
| 3) 景観の魅力アップのための配慮事例 .....                | 30        |
| (7) 駅前広場整備事業に係る景観形成配慮指針.....             | 31        |
| 1) 基本的な考え方 .....                         | 31        |
| 2) 配慮指針.....                             | 31        |
| 3) 景観の魅力アップのための配慮事例 .....                | 32        |
| <b>2-4 事業実施後の評価.....</b>                 | <b>33</b> |
| <b>3. 公共事業における景観形成チェックシート 等.....</b>     | <b>34</b> |
| <b>3-1 景観形成チェックシート及び事業実施後評価シート .....</b> | <b>34</b> |
| (1) 景観形成チェックシート及び事業実施後評価シートの活用 .....     | 34        |
| <b>4. 参考資料 .....</b>                     | <b>52</b> |
| <b>4-1 参考資料 .....</b>                    | <b>52</b> |
| (1) 景観形成重点推進公共事業について .....               | 52        |
| 1) 景観法に基づく通知対象事業 .....                   | 52        |
| 2) 風致地区内における協議対象事業.....                  | 56        |
| 3) 景観上重要な地域 .....                        | 56        |

# 1. はじめに

## 1-1 公共事業の景観づくりの意義

公共事業は、道路や河川、公園、公共建築物等、暮らしに密接に関わる施設を整備するものです。これらの施設は、規模が大きく、長期間にわたって存在し続けるため、周囲の景観に大きな影響を与えるものであり、また、不特定多数の人々の目に触れる機会が多いことから、地域のイメージを印象づける重要な要素にもなります。そのため、公共事業は地域の景観づくりにおいて非常に重要な役割を担っており、質の高い公共事業は地域の価値を高めることにもつながります。

景観に配慮した公共事業を進めることで、古都大津にふさわしい景観づくりを先導し、後世に引き継がれる良質な資産を形成するとともに、市民が誇りと愛着をもって暮らすことのできる心地よいまちをつくっていくことが重要です。

## 1-2 ガイドラインの目的

本市の公共空間における景観づくりについては、基本条例及び基本計画において市の責務や景観に配慮した公共事業実施のためのしくみづくりの必要性について規定しており、平成19年に「大津市公共事業景観形成ガイドライン」を策定しました。

そしてこの度、第2次大津市景観計画の策定に伴い、本市の景観計画に沿った公共事業の具体的な配慮指針をわかりやすく解説する「大津市景観計画ガイドライン 6 公共事業編」を新たに策定しました。

本ガイドラインは、「大津市公共事業景観形成ガイドライン」の内容を継承しつつ、時代の変化に対応したより質の高い景観形成を推進し、地域らしい景観が育まれるよう、本市の景観計画に沿った公共事業の具体的な配慮指針を示しています。

魅力的な景観づくりを通じた地域の価値向上に向けては、公共事業の果たす役割は極めて大きいことから、公共事業には地域の景観特性を十分に踏まえた創造的なデザインが求められます。公共事業に関わる方々には、本ガイドラインを積極的に活用していただき、古都大津にふさわしい心地よい景観を共に育んでいきましょう。

## 1-3 ガイドラインの対象

- 1) 対象者 主として、市内で公共施設等の計画・整備、維持・管理に係る行政担当者、及びこれらに携わる民間事業者等を対象とします。
- 2) 対象施設 市内で行うすべての公共施設等の整備事業を対象とします。また、本ガイドラインでは、主に以下の7種の公共事業について、景観づくりにおける配慮指針を紹介します。なお、公共サイン整備事業については、「大津市景観計画ガイドライン 7 公共サイン編」を定めています。
  - ① 道路整備事業
  - ② 公園・緑地整備事業
  - ③ 河川・水路整備事業
  - ④ 橋梁整備事業
  - ⑤ 砂防・治山事業
  - ⑥ 公共建築物整備事業
  - ⑦ 駅前広場整備事業

### ▶▶ 景観形成重点推進公共事業について

景観に特に大きな影響を与える規模の公共事業や景観形成を積極的に進めている地域での公共事業は、景観形成重点推進公共事業<sup>※1</sup>として位置づけ、都市計画課において景観形成配慮状況を把握するとともに、必要に応じて景観づくり相談会や事前協議等を行うことにより、良好な景観形成の推進を図ります。

また、景観形成重点推進公共事業については、各事業課からの事業結果の報告を受け、都市計画課において事業の記録を集積することにより、景観形成に配慮された良好な公共事業モデルのストックや景観形成における問題点についての統計的な把握を行い、これらを有効に活用することによりさらなる景観形成の推進を目指します。

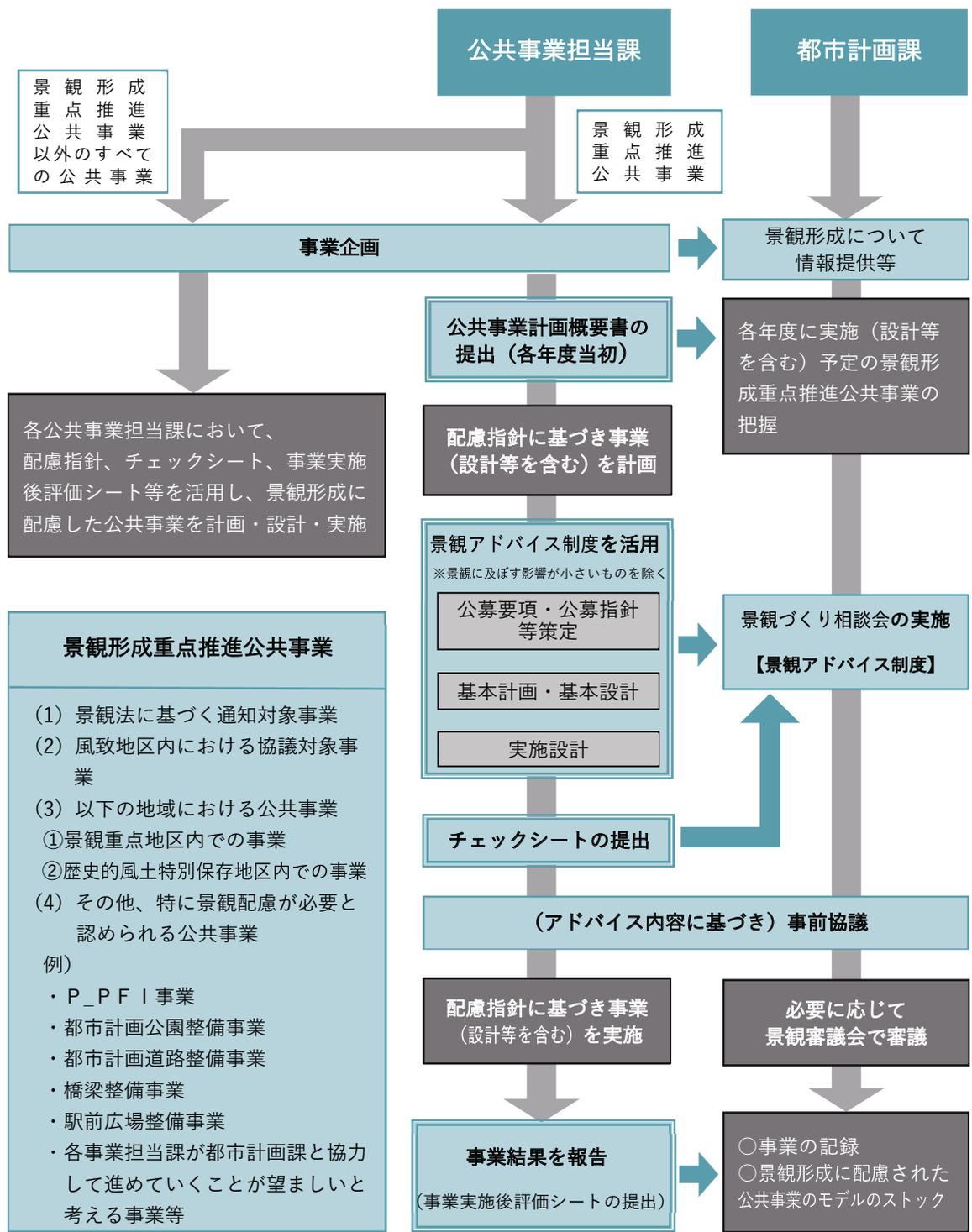
### ※1 景観形成重点推進公共事業 (P52~60 参照)

- (1) 景観法に基づく通知対象事業
- (2) 風致地区内における協議対象事業
- (3) 以下の地域における公共事業
  - ① 景観重点地区内での事業
  - ② 歴史的風土特別保存地区内での事業
- (4) その他、特に景観配慮が必要と認められる公共事業例)
  - ・ P\_P F I 事業
  - ・ 都市計画公園整備事業
  - ・ 都市計画道路整備事業
  - ・ 橋梁整備事業
  - ・ 駅前広場整備事業
  - ・ 各事業担当課が都市計画課と協力して進めていくことが望ましいと考える事業等

# 1-4 ガイドラインの活用方法

## (1) 公共施設の事業段階に応じた手続きフロー

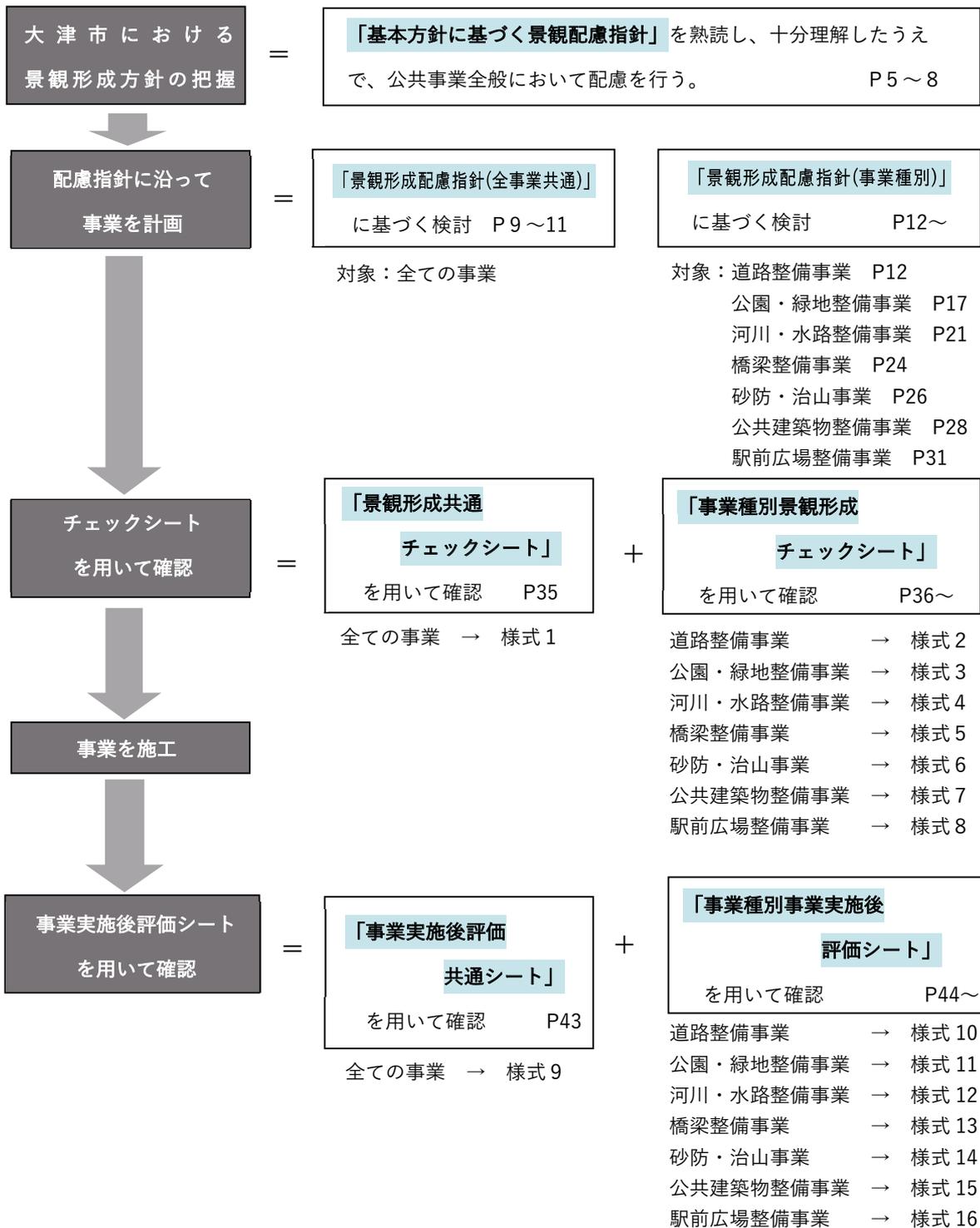
公共施設の整備は構想から実現まで長期間にわたるため、時間の流れを意識しながら、事業の各段階において必要な検討を行います。また、計画段階から設計段階で、必要に応じて景観アドバイス制度を活用し、景観づくり相談会を実施します。



## (2) 配慮指針・チェックシート及び事業実施後評価シートを用いた景観形成検討

本ガイドラインでは、事業の構想・計画段階、並びに設計・施工段階で用いる「基本方針に基づく景観配慮指針」、「景観形成配慮指針（全事業共通）」、「景観形成配慮指針（事業種別）」、「景観形成共通チェックシート」及び「事業種別景観形成チェックシート」と事業実施後、並びに維持・管理段階で用いる「事業実施後評価共通シート」及び「事業種別事業実施後評価シート」を規定しています。

各景観形成配慮指針及びチェックシート等の活用フローは以下の通りです。



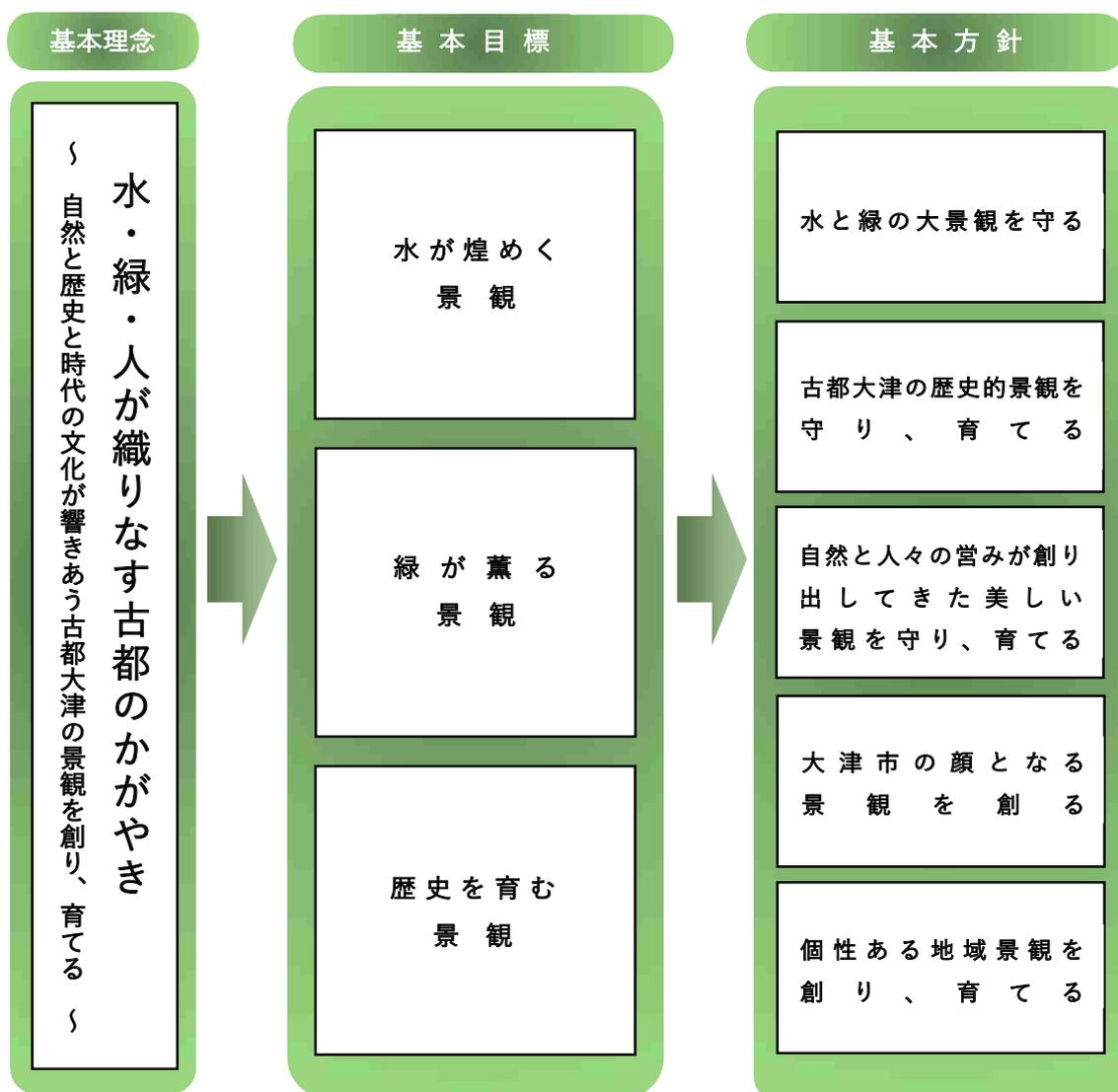
## 2. 景観形成配慮指針

### 2-1 基本方針に基づく景観配慮指針

#### (1) 大津市における景観形成方針の把握

「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」及び「大津市景観計画」では、本市における景観形成の基本方針を以下に示すとおり規定しています。この基本方針を具体化するために、次頁より「基本方針に基づく景観配慮指針」を示します。

公共事業の実施に先立って、景観形成方針を把握し、景観配慮指針を十分理解したうえで、事業地の選定、事業の調査及び構想の検討の段階をはじめとし、計画、設計、施工から維持管理まで公共事業のすべての段階において、景観配慮指針に適合するよう努めるものとします。



## (2) 基本方針に基づく景観配慮指針

### ■ 水と緑の大景観を守るために

- i 琵琶湖、河川及び山並みを見晴らす眺望景観を阻害しないよう、さらにはより良く見せるよう工夫します。
- ii 山地や丘陵地の緑及び水系を保全するとともに、それを市街地の背景として活かすよう工夫します。
- iii 地形の改変を行う場合は、最小限にとどめるとともに、土地の起伏を活かすよう工夫します。
- iv 山並み、丘陵地、前山、湖岸緑地等の自然緑地の連なりを分断することのないよう配慮します。
- v 自然緑地をはじめ公園、河川緑地、道路緑地、敷地内緑地等による緑のネットワークの形成に寄与するよう工夫します。
- vi 湖岸、河川、水路を活かした親水性の高い空間を創出し、あるいはこれらをネットワーク化するよう工夫します。
- vii 河川や湖岸の景観の広がりを活かすよう工夫します。
- viii 湖岸の自然形態をできる限り保全し、あるいは失われた自然形態を再生するよう工夫します。



比良山系



大津湖岸なぎさ公園からの眺望景観

### ■ 古都大津の歴史的景観を守り、育てるために

- i 歴史文化資産と自然環境とが一体となって形成される景観を阻害しないよう、さらにはより良く見せるよう工夫します。
- ii 都市の成り立ちや歴史を読み取り、まちなみの中にできる限り活かすよう工夫します。
- iii 地域に残る歴史文化資産や地域の景観を特徴づける重要な建造物、道路空間、水路、樹木等の要素を可能な限り保全し、景観づくりに活かすよう工夫します。



浮御堂から見た堅田のまちなみ



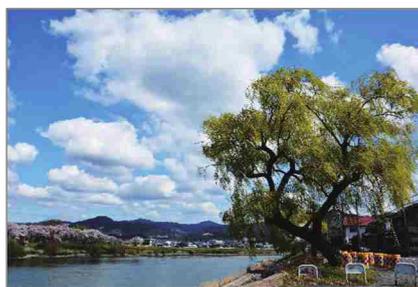
大津百町

## ■ 自然と人々の営みが創り出してきた美しい景観を守り、育てるために

- i 白砂青松の湖岸、河川と一体となって形成される田園風景、里山林を背にあるいは湖と面した集落等の豊かな自然と、その中で展開されてきた人々の営みによって創り出されてきた美しい景観を阻害しないよう、さらにはより良く見せるよう工夫します。
- ii 地域の自然景観を特徴づける重要な道路空間、水路、樹木等の要素を可能な限り保全し、景観づくりに活かすよう工夫します。



雄松崎



瀬田川（南郷五丁目付近）

## ■ 大津の顔となる景観を創るために

- i 周辺の山並み、琵琶湖等の眺望景観を都市景観形成に活かすよう工夫します。
- ii 琵琶湖岸や瀬田川河岸においては、水辺や湖岸・河岸に整備されている公園緑地を活かし、これと一体となった公共空間を形成するよう工夫します。
- iii 都心部の風格を高めるため、都市の拠点性の確保、都市軸の形成等に寄与する公共空間を創出するよう工夫します。
- iv 駅前等の都市の拠点となる空間からの眺望景観、都市軸に沿ったビスタ景観、照明に彩られた夜間景観等、都市を演出する景観を創出するよう工夫します。
- v 観光振興や商業振興の観点からにぎわい創出に寄与するよう工夫します。



大津駅前



大津湖岸なぎさ公園沿いのびわ湖ホール

## ■ 個性ある地域景観を創り、育てるために

---

- i 景観計画に示す景観地域（地区）、景観エリア別の景観形成方針を踏まえます。
- ii 地域の自然環境、歴史的・文化的な条件、生活や産業活動等の要素を十分に把握し、多面的に地域の特性を読み取り、これに配慮します。
- iii 地域のもつスケール感（周辺地域の建築物の高さやボリューム、街路の幅員、公共空間の規模等）やヒューマンスケールに配慮した空間づくりを行うよう工夫します。



膳所城跡公園



東海道（膳所）

## 2-2 景観形成配慮指針（全事業共通）

### （1）配置・高さ・規模

公共施設は規模が大きいことが多く、景観に大きな影響を与える要素となります。そのため、施設の配置や高さ、規模については周辺景観に応じて丁寧に考えます。

- 配慮指針**
- i 主要な眺望点からの山並み、琵琶湖等の眺望景観を阻害しないよう配慮した配置、高さ、規模とします。この際、山頂からの琵琶湖の眺望等、地域外からの眺望景観にも配慮します。
  - ii 歴史的なまちなみを有する地域においては、そのまちなみに配慮した配置、高さ、規模とします。



景観を阻害しない高さの建築物



山並みに調和した高さや規模の建築物

### （2）形態・意匠

形態・意匠は、後世に伝えるべき良質なストックになり得る普遍的なデザインにします。また、住民利用が主体となる公園等の施設は、地域性を表現しながら愛着を育むデザインを考えます。

- 配慮指針**
- i 山並みや琵琶湖の水面の眺望景観と調和するよう、さらにはその景観をより魅力的にするよう建築物や構造物等の形態・意匠を工夫します。
  - ii 建築物や構造物等が自然地形の中で違和感のないよう形態・意匠を工夫します。特に、長大な構造物等については、地形の変化に合わせて分節化するなどの工夫を行います。
  - iii 歴史的・文化的な雰囲気をもった地域においては周辺景観と調和し違和感のないよう、伝統的な意匠等を活用するなど、その形態・意匠を工夫します。



シンプルで普遍的なデザインとした建築物



壁面に奥行きと変化をもたせ屋上緑化を施すなど自然景観に調和するよう工夫した建築物

### (3) 色彩

色彩は、まちの印象や人の心理に大きな影響を与える要素となります。そのため、周辺景観になじむ低彩度の色彩を基本としつつ、周辺の状況や施設の特性に応じて適切な色彩を検討します。

- 配慮指針**
- i 周辺の自然景観、歴史的なまちなみ等にみられる、本来地域の景観を構成している基調となる色彩を読み取り、これに十分に配慮します。この際、四季の変化や時間の変化に伴う自然景観等の色彩の変化を考慮します。
  - ii 建築物や構造物の大規模な壁面に対して単色で塗装することのないよう留意します。
  - iii 周辺と調和した色彩、周辺とのコントラストを生む色彩を場所や機能に応じて使い分けま
  - iv 都市の基盤となる道路、公園、河川等の公共施設・空間が自己主張しすぎず、地域の歴史的・文化的な環境と調和し、地域全体をより魅力的にするよう、その色彩を工夫します。



地域の歴史的環境と調和した舗装の色彩



周辺環境と調和する主張を抑えた色彩

### (4) 素材

公共施設は、素材を活かして丁寧にデザインすることで、景観の質を高めることができます。仕上げ材の工夫による表現はもちろん、構造材の質感をそのまま活かしたダイナミックな演出や、経年変化を活かしたデザイン等、多面的な視点から素材の可能性を探ります。

- 配慮指針**
- i 周辺の自然景観と調和するよう、光沢のある素材を使わず、自然素材を活用するなど使用する素材に配慮します。
  - ii 地域の歴史的・文化的な特性との調和に配慮した素材を活用します。この際、地域のまちなみ等に歴史的に活用されてきた素材や地場産の素材を積極的に活用します。



木の素材感を活かしたシェルター



歴史的に活用されてきた自然石の石積み

## (5) 植栽

植栽は、景観にうるおいを与える重要な要素で、公共施設のデザインと一体的に考えることが大切です。緑の量だけでなく質にも配慮し、施設全体の演出を考えます。

- 配慮指針**
- i 地域を特徴づける巨樹や古木、地域の良好な景観形成に寄与している緑地や既存の樹木を活かすよう工夫します。この際、基本的には保存するよう配慮し、保存が困難な場合は良好な状態を保ちながら移植するなどの工夫を行います。
  - ii 樹種の選定については、季節感の創出等、地域の景観をより魅力的にするよう配慮します。この際、維持管理のしやすさ、地域の植生を考慮します。
  - iii 現時点における見た目の美しさの視点からだけではなく、植物の生育過程、生態系の保全や周辺の緑地等との連続性、歴史的な緑と人との関係等の視点にも配慮しながら、自然がもつトータルな美しさを創出するよう工夫します。



多様な樹種を選定した植栽地



歩道にうるおいを与える道路植栽



季節を感じさせる緑地の樹木



既存樹木を保存した道路整備

## 2-3 景観形成配慮指針（事業種別）

### （1）道路整備事業に係る景観形成配慮指針

#### 1) 基本的な考え方

道路は、大勢の人々の往来や物流等に利用されるとともに、通風や日照の確保等、さまざまな機能をもっており、地域の社会経済活動を支える重要な公共施設です。

道路を整備するにあたっては、以下の視点に留意し、デザインを検討するものとします。

##### ▶▶基本視点

- ・連続した景観の軸を形成するようにデザインします。
- ・市街地や山間部等、周辺の環境との調和を考えてデザインします。
- ・幹線道路・生活道路といった道路の性格に応じたデザインとします。

#### 2) 配慮指針

##### ■ 道路の線形・断面構成

|     |  |
|-----|--|
| 線形  | 自然地形や歴史的な街路形態が感じられる平面計画（線形計画）とします。                                   |
|     | 都市軸として象徴的なビスタ景観を演出します。   |
|     | アイストップとなる緑地や山の稜線、水辺等に配慮します。  |
| 縦断面 | 自然地形を活かし、起伏に沿った縦断面とします。  |
| 横断面 | 道路幅員は道路に求められる機能とともに、沿道の景観特性に配慮し、特に歴史的なまちなみにおいてはそのスケール感を阻害しないよう配慮します。 |

##### ■ 道路構造

|        |   |
|--------|---|
| 舗装     | 舗装材料は、その土地の歴史的な背景や周辺環境に調和する素材、色彩を用います。また、良好な景観を維持するために容易にメンテナンスができる材料を使用します。    |
| 歩道整備   | 沿道の公共施設等の外構部と一体的な整備を行います。   |
| 交差点    | 地域を特徴づける交差点等の空間においては、その特色をつくるため、舗装材料や意匠により変化をもたせるなどの工夫を行います。                    |
| 構造面・法面 | 高架構造物、法面、擁壁は、周辺に威圧感を与えないようボリューム感を抑えるよう、素材、色彩、形態・意匠等を工夫するとともに、必要に応じて緑化等により修景します。 |

## ■ 道路植栽

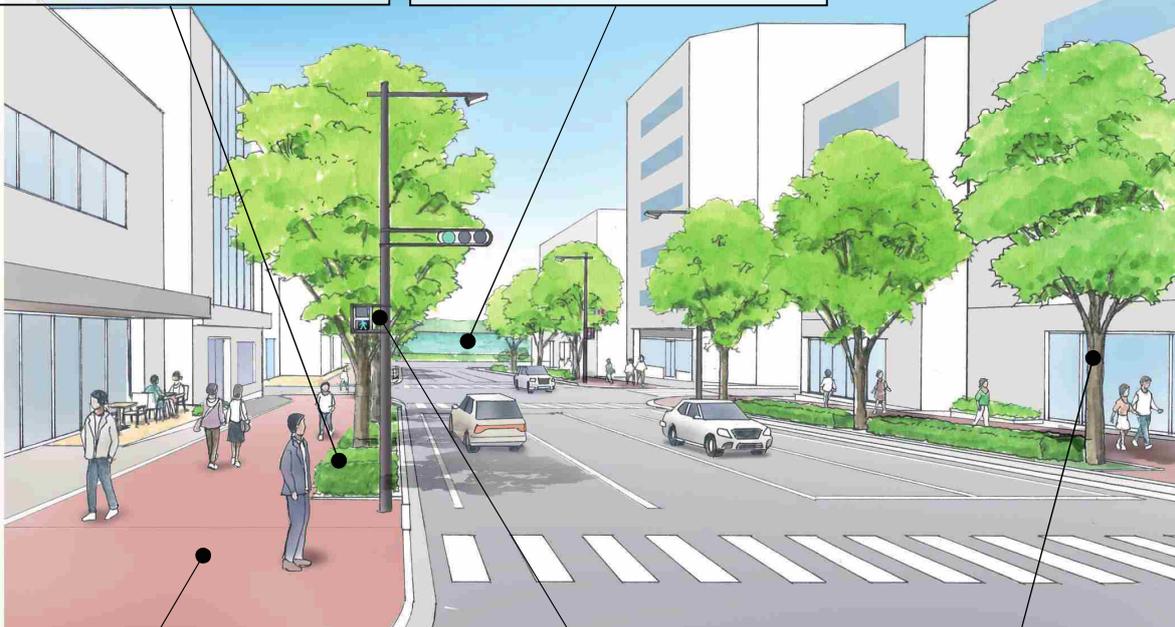
|    |   |
|----|---|
| 配置 | 歩車道境界、中央分離帯には、安全面を考慮した上で、できる限り植栽スペースを確保し、まちなみ景観にうるおいを与える工夫を行います。                |
|    | 歩道幅員が広い通りでは、連続した並木の創出、低・中木の組み合わせ、目印となるシンボルツリーの配置等、より魅力的な道路環境を演出するための植栽方法を工夫します。 |
| 保存 | 拡幅に際して、既存樹木等がある場合は保存を検討します。   |

## ■ 道路に付帯する設備

|              |   |
|--------------|---|
| 信号機・道路標識・照明柱 | 信号機や道路標識、照明柱等は、できる限り整理、統合し、すっきりとした景観とします。 |
|              | 照明柱は地域の景観特性に配慮するとともに、道路デザインと調和するよう配慮します。  |
| 電線類          | できる限り電線類を地中化するなど、電柱をなくします。                |

【道路植栽】歩車道境界、中央分離帯には、安全面を考慮した上で、できる限り植栽スペースを確保し、まちなみ景観にうるおいを与える工夫を行います。

【道路の線形・断面構成】都市軸として象徴的なビスタ景観を演出します。また、アイストップとなる緑地や山の稜線、水辺等に配慮します。



【道路構造】舗装材料は、その土地の歴史的な背景や周辺環境に調和する素材、色彩を用います。また、良好な景観を維持するために容易にメンテナンスができる材料を使用します。

【道路に付帯する設備】信号機や道路標識、照明柱等は、できる限り整理、統合し、すっきりとした景観とします。

【道路植栽】歩道幅員が広い通りでは、連続した並木の創出、低・中木の組み合わせ、目印となるシンボルツリーの配置等、より魅力的な道路環境を演出するための植栽方法を工夫します。

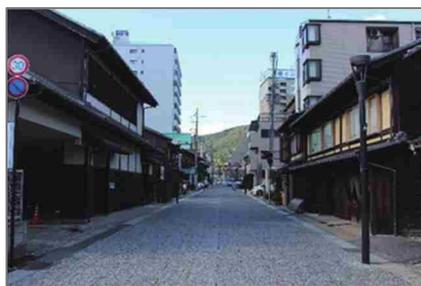
### 3) 景観の魅力アップのための配慮事例

#### 3) - 1 線形

- i 自然地形の起伏により特徴的な田園景観を形成している地域等において、地形を無視した直線的・人工的な線形とせず、自然地形に沿った曲線による線形とします。
- ii 山並みの景観に影響を与える道路において、法面ができる限り生じない線形とします。
- iii 歴史的なまちなみ景観はその独特の街路形態も景観形成の要素となっていることから、街路の整備に際して、その街路形態を活かした線形とします。
- iv 地域の中心となる市街地等における道路整備に際して、都市軸の形成、象徴的なビスタ景観の形成という観点から、直線的な線形とします。
- v 地域を特徴づける建築物や樹木、前面に見通せる琵琶湖や山並み等、地域の景観を構成する資源をアイストップとして活かした線形とします。



琵琶湖を望むビスタ景観



歴史的なまちなみと調和した道路線形

#### 3) - 2 縦断面・横断面

- i 起伏のある地形が特徴ある景観を形成している地域等において、大規模な造成により地形を崩し、あるいは高架橋整備等により地形を無視した縦断面とせず、地形に沿った縦断面とします。
- ii 歴史的な地域等において、広幅員道路とすることにより沿道の歴史的な雰囲気を崩さないよう、ヒューマンスケールに配慮した幅員構成とします。

#### 3) - 3 舗装

- i 沿道の歴史的なまちなみと調和させるため、石畳を基調としたデザインの舗装とします。
- ii 新たな街中のにぎわい空間を演出するため、舗装デザインを工夫します。
- iii 当該道路が連続する整備された歩道部のデザインに配慮し、これと連続性、一体性を感じられるデザインの舗装とします。



歴史的なまちなみと調和した舗装デザイン



水辺を演出する舗装デザイン

### 3) - 4 歩道整備

- i 沿道部の公園や公共施設前面の公共広場と一体となって歩行者空間を快適なものとするため、連続性のあるデザインとします。

### 3) - 5 交差点

- i 歴史的なまちなみや街道上における道路整備に際して、交差点部の歩道に石畳を基調としたデザインを施すことにより「辻」を創出し、歴史的な景観を演出します。

### 3) - 6 構造物・法面

- i 道路法面が生じる場合は、背後の山並みの景観に溶け込むように、植栽等により修景します。
- ii 道路法面が生じる場合は、背後の山並みの景観にできる限り影響を与えないよう、コンクリート擁壁の設置を避け、石積みとします。

### 3) - 7 植栽

- i 市街地の軸となる幹線道路や補助幹線道路の整備に際して、その幅員構成を踏まえ、歩道部（歩車道境界）には、安全面を考慮した上で、できる限り植栽帯を整備し、中央分離帯を設ける場合はこれに植栽を施します。
- ii 商業地等の都市軸を形成する道路において、沿道の商業施設と一体的となって、快適に歩ける木陰を創出し、あるいはシンボルツリーを配置するなどにより、にぎわい空間を演出します。
- iii 住宅地内で都市軸を形成する道路において、緑豊かな高木の街路樹を連続的に配置することにより並木道を形成するなど、風格のある住宅地景観を演出します。
- iv 道路整備区域に地域の景観資源となっている樹木を保存し、沿道景観に活かすため、部分的に歩道部の幅員を広げ、そこに移植するなどにより当該樹木を活かします。



通りのシンボルとなっている街路樹



風格ある景観を創出する住宅街の街路樹

### 3) — 8 信号機・道路標識・照明柱・サイン

---

- i 道路標識、照明柱、サインの設置箇所が多い道路整備区間において、照明柱に道路標識やサインを一体的に設置するなどできる限り設置箇所を減らすよう工夫します。
- ii 周辺の歴史的なまちなみ景観に調和するよう、道路の石畳を基調としたデザインの舗装に合わせて、照明柱やサインの色彩、デザインを工夫します。
- iii 商業地においてにぎわいを演出するよう、地域特性に配慮してデザインコンセプトを設定し、照明柱、サインと歩道部の舗装とを一体的にデザインします。



信号機・道路標識・照明柱が一体となったデザイン



照明柱・舗装が一体となったデザイン

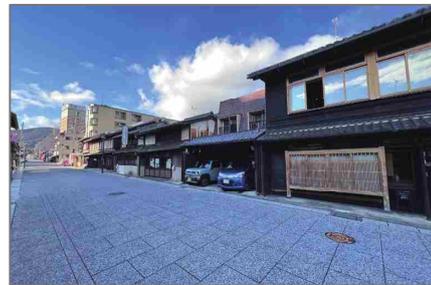
### 3) — 9 電線類

---

- i 都心部におけるシンボルロードの整備に併せて電線の地中化を行うことにより、都市軸上のビスタ景観を形成します。
- ii 歴史的な地域における街路整備に併せて軒裏配線等を行い、電柱を撤去します。



電線が地中化されたシンボルロード



電柱のない歴史的なまちなみ

## (2) 公園・緑地整備事業に係る景観形成配慮指針

### 1) 基本的な考え方

公園・緑地は、市民の憩いやレクリエーションの場、災害時の避難場所や多様な生き物の生育・生息環境の場等といった、多様な機能をもつ公共施設です。また、季節の変化を感じることができる貴重な空間であるとともに、都市全体の景観向上にも深く寄与しています。

公園・緑地を整備するにあたっては、以下の視点に留意し、デザインを検討するものとします。

#### ▶▶基本視点

- ・近隣公園や防災公園といった公園の目的や機能に応じてデザインします。
- ・公園単独でデザインするのではなく、周辺の景観との調和を図ります。

### 2) 配慮指針

#### ■ 一般的事項

|        |   |
|--------|---|
| 全体デザイン | 地域のシンボルとなる公共空間として、その地域の特性を十分に踏まえ、地域の景観の魅力を高めるよう形態・意匠、植栽等を工夫します。 |
| 緑の連続性  | 既存の自然緑地、河川緑地、道路緑地等との連続性や一体性に配慮し、緑のネットワーク拠点となるよう配慮します。           |
|        | 幹線道路等に面する場合は、道路植栽や歩道部との連続性や一体性に配慮します。                           |
| 遊具等    | 遊具や噴水等は、地域の緑地の全体イメージに調和するデザインとします。                              |

#### ■ 地域別配慮事項

|          |   |
|----------|---|
| 山間地域・丘陵地 | 山間地域や丘陵地等においては、もとの地形に配慮した造成を行い、できる限り法面等が発生しないよう工夫します。       |
|          | 既存の樹林、樹木等がある場合はこれを活かします。                                    |
| 歴史的地域    | 歴史文化資産が残る地域においては、地域の歴史的な環境と調和し、さらにより魅力的な歴史的な環境を創出するよう工夫します。 |
| 湖岸地域     | 湖岸緑地について、自然緑地を活かすとともに失われた自然環境の再生に配慮します。                     |
|          | 幹線道路沿道の湖岸緑地については、道路から琵琶湖が見通せるよう植栽等を工夫します。                   |

【地域別配慮事項】湖岸緑地について、自然緑地を活かすとともに失われた自然環境の再生に配慮します。

【全体デザイン】地域のシンボルとなる公共空間として、その地域の特性を十分に踏まえ、地域の景観の魅力を高めるよう形態・意匠、植栽等を工夫します。



【緑の連続性】既存の自然緑地、河川緑地、道路緑地等との連続性や一体性に配慮し、緑のネットワーク拠点となるよう配慮します。

【遊具等】遊具や噴水等は、地域の緑地の全体イメージに調和するデザインとします。

### 3) 景観の魅力アップのための配慮事例

#### 3) - 1 全体デザイン

- i 琵琶湖を見晴らす立地を活かし、主要な眺望点から公園を見越した琵琶湖水面の眺望の確保、公園内園路からの琵琶湖の見通しの確保、琵琶湖を望む視点場の整備等に配慮します。
- ii 商業地内の公園整備において、前面の歩道部に対して開放的なデザインとするなど、歩道と一体的にデザインされた交流空間として商業地にうるおいとにぎわいを創出します。



前面歩道部に対して開放的なエントランス



琵琶湖への眺望を確保した公園内園路

#### 3) - 2 緑の連続性

- i 背後の山地、隣接する河川堤の緑地、前面道路の街路樹の緑が連続する緑のネットワークの拠点として、ボリュームのある植栽を施します。
- ii 前面道路との境界部において街路樹に合わせた樹種・配置で植栽を行うことにより、歩道部と一体となって並木道を形成します。



前面の歩道部と一体となって並木道を形成している緑地



緑の拠点創出のためのボリュームのある植栽

#### 3) - 3 遊具等

- i 周辺の自然環境との調和に配慮し「自然とのふれあい」という公園整備のテーマに合わせて、遊具は生成りの木製デザインで統一します。
- ii 歴史的な地域内において、地域に残る歴史的な資源をデザインモチーフとして取り入れます。

### 3) - 4 地域別配慮事例

#### ①山間地域・丘陵地

- i 基本的に造成工事を行わず、丘陵地の自然の起伏を活かした芝生広場の整備、園路の整備を行います。
- ii 造成面積をできる限り小さくし、小規模な広場を複数整備し、これらを園路でつなぐことにより、もとの斜面地形を活かした公園を整備します。
- iii もとある樹林地を公園の植栽計画の中に位置づけ、これを伐採せず、公園内の植栽の一部として活用します。
- iv 事業対象区域にある巨木を公園内のシンボルツリーとして保存、活用します。

#### ②歴史的地域

- i 史跡公園の整備においては、歴史的な遺構を活かし、これを外部にPRできるデザインとします。
- ii 周辺の歴史的な環境に合わせた石垣の整備、園内での歴史的な庭園を復元するなど、歴史的なまちなみ保全の先導的な役割を果たします。



城跡をイメージした石積み



歴史性を伝える東屋

#### ③湖岸地域

- i 湖岸緑地の整備に際しては、かつての水辺景観を復元することを目的として、ヨシ原や砂浜等の失われた自然環境を再生します。
- ii 湖岸部のヨシ原や樹林地をできる限りそのままの状態に保存しつつ、水とのふれあいを楽しめる空間を整備します。
- iii 道路側から琵琶湖を遮へいしてしまわないよう、見通しがきくよう高木による植栽とするなどの工夫を行います。



琵琶湖の自然環境に配慮した湖岸



道路から琵琶湖への見通しを確保した植栽

### (3) 河川・水路整備事業に係る景観形成配慮指針

#### 1) 基本的な考え方

河川・水路は、古くから地域住民と深い関わりをもち、治水や利水の面から生活、産業、文化に大きな影響を及ぼしてきた公共施設です。また、多様な生き物の生育・生息環境としての役割を担っているとともに、市民が自然とふれあうことのできる貴重な公共空間です。

河川・水路を整備するにあたっては、以下の視点に留意し、デザインを検討するものとします。

##### ▶▶基本視点

- ・眺望を活かした景観の軸を形成するようデザインします。
- ・連続した自然的景観をつくります。

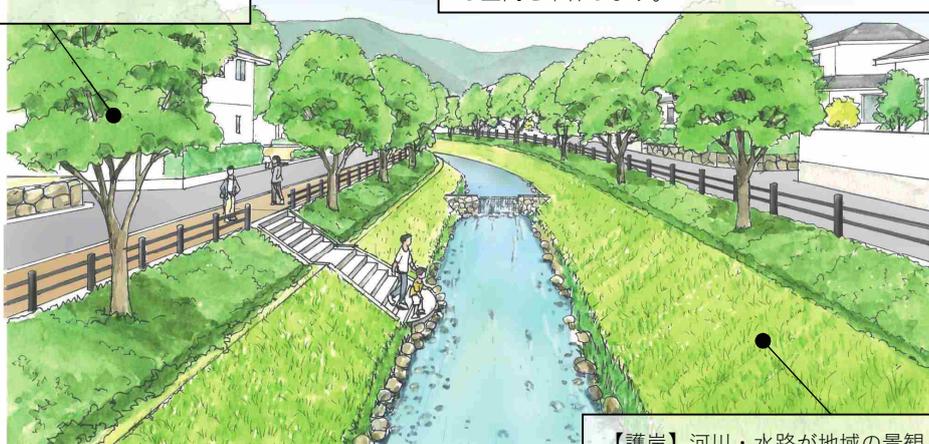
#### 2) 配慮指針

##### ■ 一般的事項

|         |   |
|---------|---|
| 緑の連続性   | 緑のネットワーク形成の一環として河岸の緑化、多様な動植物が生息できるような環境の整備等の工夫を行います。                                  |
| 河川堤・河川敷 | 河川に沿ったビスタ景観を演出するため、河川沿いの散策道や親水空間の整備、河岸と隣接する公共空間との一体的な整備を行うとともに、沿岸部を含めた広がりのある空間を確保します。 |
| 護岸      | 河川・水路が地域の景観と調和するよう、その土地の歴史性に配慮した護岸素材、積み方とするなど、形態・意匠を工夫します。                            |
| 防護柵等    | 水辺の景観に配慮した形態、意匠とし、生垣を防護柵の代わりに用いるなどの工夫を行います。   |

【緑の連続性】緑のネットワーク形成の一環として河岸の緑化、多様な動植物が生息できるような環境の整備等の工夫を行います。

【河川堤・河川敷】河川に沿ったビスタ景観を演出するため、河川沿いの散策道や親水空間の整備、河岸と隣接する公共空間との一体的な整備を行うとともに、沿岸部を含めた広がりのある空間を確保します。



【護岸】河川・水路が地域の景観と調和するよう、その土地の歴史性に配慮した護岸素材、積み方とするなど、形態・意匠を工夫します。

### 3) 景観の魅力アップのための配慮事例

#### 3) - 1 緑の連続性

- i 治水機能の維持・増進に配慮しつつも、山と湖岸とを結ぶ緑の軸線としての役割を重視し、護岸、河川敷、河川堤においては自然環境をできる限り保全、創出します。



山と湖岸を結ぶ緑の軸線として機能する護岸



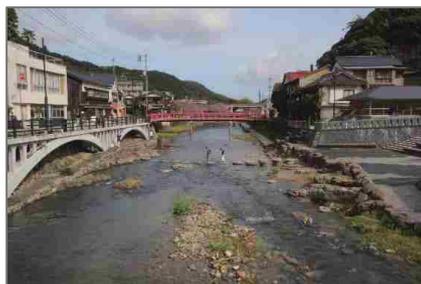
自然環境を保全した緑豊かな河川敷

#### 3) - 2 河川堤・河川敷

- i 河川堤や河川敷において、山並み、琵琶湖を見晴らすビスタ景観が楽しめるポイントを抽出し、そこからの広がりのある眺望景観が楽しめるよう、河川環境（散策道、親水空間等）を整備します。



山並みを見晴らすことができる親水空間



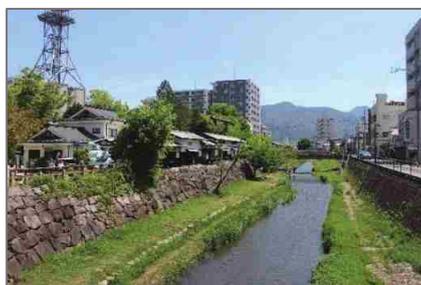
河川の水とのふれあいを楽しめる親水空間

#### 3) - 3 護岸

- i 沿岸地域の歴史的な環境に調和するよう、石積み護岸とします。
- ii 周辺の田園風景に調和するよう、多自然型の河川環境整備を行います。



歴史的な環境に調和した石積み護岸



歴史的な環境に調和した石積み護岸

## 3) -4 防護柵等

i 河川堤等において防護柵を整備する際は、水辺の自然景観、背後の山並みと調和した色彩や素材のものとする。



水辺の自然景観を阻害しない防護柵



地域の歴史性に配慮した防護柵・照明柱

## (4) 橋梁整備事業に係る景観形成配慮指針

### 1) 基本的な考え方

橋梁は、道路の交通を支えるのみでなく、人々に憩いを与える場としても大切な公共施設です。また、その規模や周辺の景観特性等により、地域のランドマークになりうる公共施設となっています。橋梁の整備を行うにあたっては、以下の視点に留意し、デザインを検討するものとします。

#### ▶▶基本視点

- ・機能性や構造の必然性を重視しつつ、周辺の景観と調和したデザインとします。
- ・附属物を含め、橋梁全体としての一体性に配慮し、シンプルなデザインとします。
- ・良好な眺望が得られる場所では、視点場として眺めを楽しみやすいデザインとします。

### 2) 配慮指針

#### ■ 一般的事項

|           |  |
|-----------|--|
| 全体デザイン    | 周辺の自然景観や地域の歴史的・文化的な環境等と調和するよう、素材、形態・意匠、色彩を工夫します。             |
|           | 歴史的な景観を形成する地域においては、デザイン、色彩、構造を含めた昔の橋梁の復元を検討します。              |
| 視点場       | 橋の上からの眺望景観を演出するため、橋詰めに橋や川を眺められるポケットパーク、たまりの空間をつくるなどの工夫を行います。 |
| 親柱、高欄、照明灯 | 周辺の景観に調和し、全体のバランスに配慮した形態、意匠とします。                             |
|           | 都市景観の魅力向上を目的として照明演出等の工夫を行います。                                |

【全体デザイン】周辺の自然景観や地域の歴史的・文化的な環境等と調和するよう、素材、形態・意匠、色彩を工夫します。

【親柱、高欄、照明灯】周辺の景観に調和し、全体のバランスに配慮した形態、意匠とします。



### 3) 景観の魅力アップのための配慮事例

#### 3) -1 全体デザイン

- i 山並みを背景とした景観に溶け込むように、コンクリート造の重厚な橋梁とせず、橋梁の構造美を強調した、軽快なデザインの鉄骨造の橋梁とします。
- ii 周辺の歴史的な環境と調和させるため、かつてあった木製の橋をモチーフとしてデザインします。
- iii 地域の景観に大きな影響を及ぼすコンクリート構造物に対して、壁面の緑化等によりその圧迫感を緩和します。



景観に溶け込んだ橋梁



かつてあった橋の趣を感じさせる造りの橋

#### 3) -2 視点場

- i 河川に沿ったビスタ景観が楽しめるよう、橋詰めを視点場として位置づけ、ポケットパークを整備します。

#### 3) -3 親柱、高欄、照明灯

- i 周辺の歴史的な環境に調和するよう、親柱及び高欄を木製とし、親柱上に青銅製を設置したデザインとします。



周辺の歴史的な環境に調和した青銅製の擬宝珠



親柱を木製とした橋梁デザイン

## (5) 砂防・治山事業に係る景観形成配慮指針

### 1) 基本的な考え方

砂防・治山設備は、土砂災害から地域住民の生命・財産を守り、安全・安心な暮らしを支える一方で、周辺の自然景観に影響を及ぼすおそれもある公共施設です。

砂防・治山事業を行うにあたっては、以下の視点に留意し、デザインを検討するものとします。

#### ▶▶基本視点

- ・災害防止の機能を十分に果たすことを前提としつつ、できる限り周辺景観と調和するようにデザインします。

### 2) 配慮指針

#### ■ 一般的事項

##### 砂防ダム等の構造

災害防止の機能を十分に果たすことを前提としつつ、できる限り周辺景観と調和するよう、緑化工法や自然石工法を活用するなど工法を工夫するとともに、その形態・意匠、素材、色彩に配慮します。



【砂防ダム等の構造】災害防止の機能を十分に果たすことを前提としつつ、できる限り周辺景観と調和するよう、緑化工法や自然石工法を活用するなど工法を工夫するとともに、その形態・意匠、素材、色彩に配慮します。

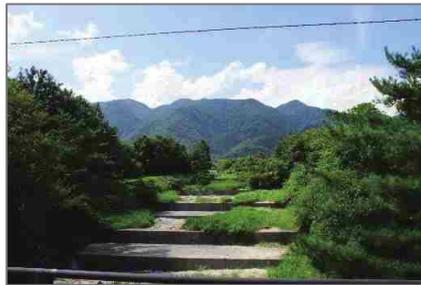
### 3) 景観の魅力アップのための配慮事例

#### 3) - 1 砂防ダム等の構造

- i 治山施設の整備に際し、山並みを背景とする眺望景観を保全するため、コンクリートの壁面が剥き出しのままとならないよう壁面を緑で被覆します。
- ii 砂防ダムの整備に際し、周辺の歴史的な景観と調和するよう、自然石を模した材料を活用します。



自然環境と調和する石材を活かした構造



既存の自然環境を活かした構造

## (6) 公共建築物整備事業に係る景観形成配慮指針

### 1) 基本的な考え方

公共建築物は、庁舎をはじめ、学校施設、市民利用施設、公営住宅、都市基盤系施設等の様々な施設が対象となり、市民生活と密接な関わりをもつとともに、その多くは多数の市民等が利用する施設で、地域のランドマークになりうるものです。

公共建築物整備事業を行うにあたっては、以下の視点に留意し、デザインを検討するものとします。

#### ▶▶基本視点

- ・施設の立地や用途等に応じて、周辺景観や歴史・文化等に配慮し、地域の景観形成を先導するようなデザインとします。
- ・市民や施設関係者の意見や将来の維持管理にも十分配慮してデザインします。

### 2) 配慮指針

#### ■ 一般的事項

|       |  |
|-------|--|
| 建築物本体 | 主要な視点場からの眺望景観（琵琶湖、山並み等を背景とした中景・遠景）に対して、山の稜線や琵琶湖の水面等に配慮した形状、高さとします。                                     |
|       | 施設を含む近景を魅力的なものとするために、周辺の景観（水辺、まちなみ等）と調和した形状、高さとします。  |
|       | 周辺のまちなみに圧迫感を与えない高さ、形状とします。   |
|       | 壁面を後退させ、ゆとりある外部空間をつくります。   |
|       | 周辺のまちなみ等との色彩や素材の調和を図ります。   |
|       | 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用します。  |
|       | 建築設備や工作物、屋外階段等は目立たないように工夫します。  |
|       | 処理施設等の機能的に外観に制約がある施設についても、周辺の景観と調和するよう、形態・意匠、色彩、素材や設置位置、さらには外構の植栽やデザインの工夫を行います。                        |
| 外構    | 隣接する道路、河川、公園と一体的に計画します。  |
|       | 開放的なデザインとし、気軽に人が利用できる雰囲気とします。  |
|       | 敷地内の既存樹木を積極的に利用するとともに、敷地規模に応じた緑地面積を確保します。また、シンボルツリーの配置、敷地境界への生垣の設置等、シンボル性の強調、周辺地域との調和といった観点から植栽を工夫します。 |
|       | 屋外駐車場はできる限り出入口を限定するとともに、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮します。  |

【建築物本体】壁面を後退させ、ゆとりある外部空間をつくります。

【建築物本体】周辺のまちなみに圧迫感を与えない高さ、形状とします。

【建築物本体】周辺のまちなみ等との色彩や素材の調和を図ります。



【外構】隣接する道路、河川、公園と一体的に計画します。

【外構】敷地内の既存樹木を積極的に利用するとともに、敷地規模に応じた緑地面積を確保します。また、シンボルツリーの配置、敷地境界への生垣の設置等、シンボル性の協調、周辺地域との調和といった観点から植栽を工夫します。

【外構】屋外駐車場はできる限り出入口を限定するとともに、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮します。

### 3) 景観の魅力アップのための配慮事例

#### 3) - 1 建築物本体

- i 琵琶湖岸から山並みを背景とする眺望景観を阻害しないよう、建築物の高さをできる限り低くし、また山並みの稜線に併せた曲線の屋根形状とします。
- ii まちなみの連続性に配慮し、周辺の建築物と軒線を合わせます。
- iii 大規模な公共施設の整備に際し、長大な壁面あるいは高層棟により圧迫感を与えないよう、壁面の分節化、沿道部への低層棟の配置等の工夫を行います。
- iv 周辺の歴史的なまちなみ景観と調和するため、建築物を瓦葺きの傾斜屋根とします。
- v 歴史的な景観や水辺景観に調和するよう、エクステリアに自然素材を活用します。
- vi 施設屋上の水槽や冷却装置等の設備は、外部から見えない屋根デザインとします。
- vii ゴミ処理プラント等の大規模施設の建設に際しては、巨大な壁面が眺望景観を阻害しないよう、壁面の色彩・デザインを背後の山並みに溶け込むよう工夫します。



圧迫感を軽減する勾配屋根



圧迫感を軽減する分棟と勾配屋根

#### 3) - 2 外構

- i 敷地内に、当該施設が面する河川堤の遊歩道と一体的に公共広場を整備することにより、河川景観をより魅力的なものとしします。
- ii 敷地内に前面道路の歩道部と一体的に広場空間を整備することにより、沿道景観をより魅力的なものとしします。
- iii 施設のエントランス付近には公共広場となる空間を設けることにより開放的なデザインとします。
- v 敷地内の樹林を残し、敷地内の植栽の一部として活かします。
- vi 背後の山並みとの調和に配慮し、建築物の前面にボリュームのある植栽を施します。
- vii 前面道路から駐車場を直接見通せないよう、建築物の裏側に配置します。
- viii 道路前面に配置した駐車場の周囲に歩行者の視線を遮る高さの植樹帯を設置します。



歩道部と一体的に整備された開放的なエントランス前の空間



歩道部と一体的に空間を整備し沿道景観を魅力的にしている例

## (7) 駅前広場整備事業に係る景観形成配慮指針

### 1) 基本的な考え方

駅前広場は、鉄道、バス、タクシー、一般車両等の「交通機関の結節機能」をもつとともに、多様な人々の交流や都市景観を形成する「都市の広場機能」をもつ公共施設です。

駅前広場整備事業を行うにあたっては、以下の視点に留意し、デザインを検討するものとします。

#### ▶▶基本視点

- ・まちの顔として、広場全体のデザインの一体性に配慮するとともに、地域の景観特性に応じた風格あるデザインとします。
- ・駅前広場単独でデザインするのではなく、駅舎やまちなみ等、周辺の景観との調和を図ります。

### 2) 配慮指針

#### ■ 一般的事項

|        |  |
|--------|--|
| 全体デザイン | 視覚的に遠景、中景、近景の主対象となる地域の顔として、地域の景観特性と調和するとともに、風格のある空間デザインとします。 |
|        | 地域の主要な眺望点（視点場）のひとつとして、駅前からのビスタ景観等の眺望景観をより良く見晴らせる空間デザインとします。  |
|        | 駅前広場単独でデザインするのではなく、駅舎、周辺のまちなみとのトータルデザインを目指します。               |
| 舗装     | 舗装材料は、その土地の歴史的な背景や周辺環境に調和する素材、色彩を用います。                       |
| 植栽     | 広場には植栽を効果的に施し、まちなみ景観にうらおいを与える工夫を行います。                        |
| 照明柱    | 照明柱は地域の景観特性に配慮するとともに、広場の舗装デザインと調和するよう配慮します。                  |
| 電線類    | できる限り電線類を地中化するなど、電柱をなくします。                                   |

【全体】駅前広場単独でデザインするのではなく、駅舎、周辺のまちなみとのトータルデザインを目指します。

【植栽】広場には植栽を効果的に施し、まちなみ景観にうらおいを与える工夫を行います。

【舗装】舗装材料は、その土地の歴史的な背景や周辺環境に調和する素材、色彩を用います。



### 3) 景観の魅力アップのための配慮事例

#### 3) - 1 全体デザイン

- i 歴史的な地域を代表する駅前において、歴史的なまちなみへの導入空間として落ち着いたある、和をイメージできるデザインとします。
- ii 都心部の駅前においては、古都大津を代表する顔として、他都市の商業・業務地域との差別化に努めつつも、時間の流れに耐えうる、落ち着いたデザインとします。
- iii 琵琶湖を見晴らす代表的な視点場として駅前を位置づけ、琵琶湖へのビスタ景観へと視線を誘導する空間デザインとします。
- iv 周辺の商業・業務地域のまちなみに対するにぎわいの演出を目指した空間デザインとします。
- v 駅舎と一体的にデザインすることにより、背後の山並みから琵琶湖へと連続性をもった空間を形成します。



駅舎と一体的にデザインされたうるおいのある広場



自然素材を活かした落ち着いたあるシェルター

#### 3) - 2 舗装

- i 沿道の歴史的なまちなみと調和させるため、石畳を基調としたデザインの舗装とします。
- ii 新たな街中のにぎわい空間を演出するため、舗装デザインを工夫します。

#### 3) - 3 植栽

- i 駅前からの延びる都市軸の起点として、都市軸を形成する道路の街路樹との連続性に配慮した植栽を行います。
- ii 広場を人々が集い、憩えるうるおいのある空間とするため、木陰を形成する植栽を行います。
- iii 地域の顔として広場を象徴的な空間とするため、シンボルツリーを配置します。



駅前広場のシンボルツリー



木陰を形成したうるおいある空間

### 3) -4 照明柱・サイン

- i 周辺の歴史的なまちなみ景観に調和するよう、広場の石畳を基調としたデザインの舗装に合わせて、照明柱やサインの色彩、デザインを工夫します。
- ii 商業地においてにぎわいを演出するよう、地域特性に配慮してデザインコンセプトを設定し、照明柱、サインと歩道部の舗装とを一体的にデザインします。



歴史的なまちなみに調和した照明柱



広場や歩道と一体的にデザインされた照明柱

### 3) -5 電線類

- i 広場整備に併せて電線の地中化を行うことにより、地域の顔となる風格ある景観を形成します。

## 2-4 事業実施後の評価

景観に配慮された公共事業を推進するうえでは、前述した手法を用い、景観形成に十分配慮し事業を計画することと併せて、事業を計画に基づき適切に実施し、また、事後に適切に実施されたかどうかを評価する必要があります。

このことから、すべての公共事業について、各公共事業担当課において、事業実施後評価シートを活用し、景観に配慮された事業が実施されたかどうか評価するとともに、景観形成重点推進公共事業については、都市計画課において事業実施後評価シートを含めた事業結果をストックし、今後、必要に応じ、ホームページや事例集等を通じて公開するなどして有効に活用することにより、さらなる景観形成の推進に努めるものとします。

### 3. 公共事業における景観形成チェックシート等

#### 3-1 景観形成チェックシート及び事業実施後評価シート

##### (1) 景観形成チェックシート及び事業実施後評価シートの活用

各事業種別に応じて、「景観形成チェックシート」並びに「事業実施後評価シート」を活用し、景観形成に十分配慮した事業の計画や、計画に基づく事業の実施、そして事業実施後の評価を適切に行いましょう。

なお、これらのチェックシートの活用方法については、「1-4 ガイドラインの活用方法(P3~4)」を参照してください。

<様式>

| 様式番号 | 書類種別        | 書類名                  | 該当頁  |
|------|-------------|----------------------|------|
| 様式1  | 景観形成チェックシート | 景観形成共通チェックシート        | P 35 |
| 様式2  |             | 道路整備事業景観形成チェックシート    | P 36 |
| 様式3  |             | 公園・緑地整備事業景観形成チェックシート | P 37 |
| 様式4  |             | 河川・水路整備事業景観形成チェックシート | P 38 |
| 様式5  |             | 橋梁整備事業景観形成チェックシート    | P 39 |
| 様式6  |             | 砂防・治山事業景観形成チェックシート   | P 40 |
| 様式7  |             | 公共建築物整備事業景観形成チェックシート | P 41 |
| 様式8  |             | 駅前広場整備事業景観形成チェックシート  | P 42 |
| 様式9  | 事業実施後評価シート  | 事業実施後評価共通シート         | P 43 |
| 様式10 |             | 道路整備事業実施後評価シート       | P 44 |
| 様式11 |             | 公園・緑地整備事業実施後評価シート    | P 45 |
| 様式12 |             | 河川・水路整備事業実施後評価シート    | P 46 |
| 様式13 |             | 橋梁整備事業実施後評価シート       | P 47 |
| 様式14 |             | 砂防・治山事業実施後評価シート      | P 48 |
| 様式15 |             | 公共建築物整備事業実施後評価シート    | P 49 |
| 様式16 |             | 駅前広場整備事業実施後評価シート     | P 50 |
| 様式17 | 公共事業計画概要書   |                      | P 51 |

景観形成共通チェックシート

所管課：

担当者：

事業名：

事業場所：

事業種別：

1. 事業対象地域の景観計画での位置づけ

地域(景観構成要素)：

地区：

景観エリア：

2. 景観形成に関する補助金・組織等

- ① 景観施策に関係する国・県等の制度活用の有無 有・無 [ 具体的補助制度名等 ]
  - ② 景観形成に係る地元等を含めた検討組織の有無 有・無 [ 検討委員会名等 ]
- 注) ①②は、有・無のいずれかに○を記入し、 [ ] に具体的な名称を記入してください。

3. 配慮指針への適合状況

|  | 配慮事項   | 適合状況 | 配慮した内容・配慮できない理由 |
|--|--|------|-----------------|
| 配置・高さ・規模                                       | 主要な眺望点からの山並み、琵琶湖等の眺望景観を阻害しないよう配慮した配置、高さ、規模とする。   | [ ]  |                 |
|  | 歴史的なまちなみを有する地域においては、そのまちなみに配慮した配置、高さ、規模とする。  | [ ]  |                 |
| 形態・意匠  | 山並みや琵琶湖の眺望景観と調和し、その景観を魅力的にするよう形態・意匠を工夫する。  | [ ]  |                 |
|  | 建築物や構造物等が自然地形の中で違和感のないよう形態・意匠を工夫する。  | [ ]  |                 |
|  | 歴史・文化的な雰囲気をもった地域においては周辺景観と調和し違和感のないよう形態・意匠を工夫する。   | [ ]  |                 |
| 色彩   | 周辺の自然景観、歴史的なまちなみなどに見られる、地域の景観を構成している基調となる色彩に配慮する。  | [ ]  |                 |
|  | 建築物や構造物の大規模な壁面に対して単色で塗装することのないよう留意する。  | [ ]  |                 |
|  | 周辺と調和した色彩、周辺とのコントラストを生む色彩を場所や機能に応じて使い分ける。  | [ ]  |                 |
|  | 都市の基盤となる公共施設・空間が自己主張しすぎず、地域の歴史的・文化的な環境と調和し、地域全体をより魅力的にするよう、その色彩を工夫する。                              | [ ]  |                 |
| 素材   | 周辺の自然景観と調和するよう、光沢のある素材を使わず、自然素材を活用するなど使用する素材に配慮する。   | [ ]  |                 |
|  | 地域の歴史的・文化的な特性との調和に配慮した素材を活用する。   | [ ]  |                 |
| 植栽   | 地域を特徴づける樹木、地域の良好な景観形成に寄与している緑地や既存の樹木を活かすよう工夫する。  | [ ]  |                 |
|  | 樹種の選定にあたっては、季節感の創出等、地域の景観をより魅力的にするよう配慮する。  | [ ]  |                 |
|  | 現時点での見た目の美しさの視点のみでなく、植物の生育過程、生態系の保全や周辺の緑地等との連続性、歴史的な緑と人との関係などの視点にも配慮しながら、自然が持つトータルな美しさを創出するよう工夫する。 | [ ]  |                 |
| その他配慮事項<br>(上記配慮事項以外で景観形成において配慮した事項等を記入してください) |  |      |                 |

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。  
 配慮した内容若しくは配慮できない理由は必ず記入してください。一部配慮した場合は、配慮した内容と配慮できない理由を併記してください。  
 該当しないときは-を記入してください。  
 道路整備事業、公園・緑地整備事業、河川・水路整備事業、橋梁整備事業、砂防・治山事業、公共建築物整備事業、駅前広場整備事業については、事業種別景観形成チェックシートも記入してください。  
 景観配慮指針による評価の際には、財政的措置、維持管理、法令・基準等の遵守等を事前に関係機関と協議してください。

道路整備事業景観形成チェックシート

所管課：

担当者：

事業名：

事業場所：

4.道路整備事業配慮指針への適合状況

|  |   | 配慮事項   | 適合状況 | 配慮した内容・配慮できない理由 |
|--|---|--|------|-----------------|
| 線形・断面構成  | 線形  | 自然地形や歴史的な街路形態が感じられる平面計画（線形計画）とする。  | [ ]  |                 |
|  |   | 都市軸として象徴的なビスタ景観を演出する。  | [ ]  |                 |
|  |   | アイストップとなる緑地や山の稜線、水辺等に配慮する。   | [ ]  |                 |
|  | 縦断面   | 自然地形を活かし、起伏に沿った縦断面とする。   | [ ]  |                 |
| 横断面  | 道路幅員は道路に求められる機能とともに、沿道の景観特性に配慮し、特に歴史的なまちなみにおいてはそのスケール感を阻害しないよう配慮する。 | [ ]  |      |                 |
| 道路構造   | 舗装  | 舗装材料は、その土地の歴史的な背景や周辺環境に調和する素材、色彩を用いる。また、良好な景観を維持するために容易にメンテナンスができる材料を使用する。     | [ ]  |                 |
|  | 歩道整備  | 沿道の公共施設等の外構部と一体的な整備を行う。  | [ ]  |                 |
|  | 交差点   | 地域を特徴づける交差点等の空間においては、その特色をつくるため、舗装材料や意匠により変化をもたせるなどの工夫を行う。                     | [ ]  |                 |
|  | 構造物・法面  | 高架構造物、法面、擁壁は、周辺に威圧感を与えないようボリューム感を抑えるよう、素材、色彩、形態・意匠等を工夫するとともに、必要に応じて緑化等により修景する。 | [ ]  |                 |
| 道路植栽   | 配置  | 歩車道境界、中央分離帯には、安全面を考慮した上で、できる限り植栽スペースを確保し、まちなみ景観にうるおいを与える工夫を行う。                 | [ ]  |                 |
|  |   | 歩道幅員が広い通りでは、連続した並木の創出、中低木の組み合わせ、目印となるシンボルツリーの配置等、より魅力的な道路環境を演出するための植栽方法を工夫する。  | [ ]  |                 |
|  | 保存  | 拡幅に際して、既存樹木等がある場合は保存を検討する。   | [ ]  |                 |
| 道路付帯設備   | 信号機・道路標識・照明柱  | 信号機や道路標識、照明柱などは、出来る限り整理、統合し、すっきりとした景観とする。                                      | [ ]  |                 |
|  |   | 照明柱は地域の景観特性に配慮するとともに、道路デザインと調和するよう配慮する。  | [ ]  |                 |
|  | 電線類   | できる限り電線類を地中化するなどし、電柱をなくす。  | [ ]  |                 |
| その他配慮事項<br>（上記配慮事項以外で景観形成において配慮した事項等を記入してください） |   |  |      |                 |

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。  
 配慮した内容若しくは配慮できない理由は必ず記入してください。一部配慮した場合は、配慮した内容と配慮できない理由を併記してください。  
 該当しないときは－を記入してください。  
 景観配慮指針による評価の際には、財政的措置、維持管理、法令・基準等の遵守等を事前に関係機関と協議してください。

公園・緑地整備事業景観形成チェックシート 所管課：

担当者：

事業名： \_\_\_\_\_ 事業場所： \_\_\_\_\_

4.公園・緑地整備事業配慮指針への適合状況

|  |          | 配慮事項   | 適合状況 | 配慮した内容・配慮できない理由 |
|--|----------|--|------|-----------------|
| 一般的事項  | 全体デザイン   | 地域のシンボルとなる公共空間として、その地域の特性を十分に踏まえ、地域の景観の魅力を高めるよう形態・意匠、植栽等を工夫する。 | [ ]  |                 |
|  | 緑の連続性    | 既存の自然緑地、河川緑地、道路緑地等との連続性や一体性に配慮し、緑のネットワーク拠点となるよう配慮する。           | [ ]  |                 |
|  |          | 幹線道路等に面する場合は、道路植栽や歩道部との連続性や一体性に配慮する。                           | [ ]  |                 |
|  | 遊具等      | 遊具や噴水等は、地域の緑地の全体イメージに調和するデザインとする。                              | [ ]  |                 |
| 地域別配慮事項  | 山間地域・丘陵地 | 山間地域や丘陵地等においては、もとの地形に配慮した造成を行い、できる限り法面等が発生しないよう工夫する。           | [ ]  |                 |
|  |          | 既存の樹林、樹木等がある場合はこれを活かす。   | [ ]  |                 |
|  | 歴史的地域    | 歴史文化資産が残る地域においては、地域の歴史的な環境と調和し、さらにより魅力的な歴史的な環境を創出するよう工夫する。     | [ ]  |                 |
|  | 湖岸地域     | 湖岸緑地について、自然緑地を活かすとともに失われた自然環境の再生に配慮する。                         | [ ]  |                 |
|  |          | 幹線道路沿道の湖岸緑地については、道路から琵琶湖が見通せるよう植栽等を工夫する。                       | [ ]  |                 |
| その他配慮事項<br>(上記配慮事項以外で景観形成において配慮した事項等を記入してください) |          |  |      |                 |

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。  
 配慮した内容若しくは配慮できない理由は必ず記入してください。一部配慮した場合は、配慮した内容と配慮できない理由を併記してください。該当しないときは－を記入してください。  
 景観配慮指針による評価の際には、財政的措置、維持管理、法令・基準等の遵守等を事前に関係機関と協議してください。

河川・水路整備事業景観形成チェックシート 所管課：

担当者：

事業名：

事業場所：

4.河川・水路整備事業配慮指針への適合状況

|  |         | 配慮事項   | 適合状況     | 配慮した内容・配慮できない理由 |
|--|---------|--|----------|-----------------|
| 一般的事項  | 緑の連続性   | 緑のネットワーク形成の一環として河岸の緑化、多様な動植物が生息できるよう環境の整備等の工夫を行う。                                    | [      ] |                 |
|  | 河川堤・河川敷 | 河川に沿ったビスタ景観を演出するため、河川沿いの散策道や親水空間の整備、河岸と隣接する公共空間との一体的な整備を行うとともに、沿岸部を含めた広がりのある空間を確保する。 | [      ] |                 |
|  | 護岸      | 河川・水路が地域の景観と調和するよう、その土地の歴史性に配慮した護岸素材、積み方とするなど、形態・意匠を工夫する。                            | [      ] |                 |
|  | 防護柵等    | 水辺の景観に配慮した形態・意匠とし、生垣を防護柵の代わりに用いるなどの工夫を行う。  | [      ] |                 |
| その他配慮事項<br>(上記配慮事項以外で景観形成において配慮した事項等を記入してください) |         |  |          |                 |

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。  
 配慮した内容若しくは配慮できない理由は必ず記入してください。一部配慮した場合は、配慮した内容と配慮できない理由を併記してください。該当しないときは－を記入してください。  
 景観配慮指針による評価の際には、財政的措置、維持管理、法令・基準等の遵守等を事前に関係機関と協議してください。

橋梁整備事業景観形成チェックシート 所管課：

担当者：

事業名： \_\_\_\_\_ 事業場所： \_\_\_\_\_

4. 橋梁整備事業配慮指針への適合状況

|  |           | 配慮事項  | 適合状況 | 配慮した内容・配慮できない理由 |
|--|-----------|---|------|-----------------|
| 一般的事項  | 全体デザイン    | 周辺の自然景観や地域の歴史的・文化的な環境等と調和するよう、素材、形態・意匠、色彩を工夫する。           | [ ]  |                 |
|  |           | 歴史的な景観を形成する地域においては、デザイン、色彩、構造を含めた昔の橋梁の復元を検討する。            | [ ]  |                 |
|  | 視点場       | 橋の上から眺望景観を演出するため、橋詰めに橋や川を眺められるポケットパーク、たまりの空間をつくるなどの工夫を行う。 | [ ]  |                 |
|  | 親柱・高欄・照明灯 | 周辺の景観に調和し、全体のバランスに配慮した形態、意匠とする。                           | [ ]  |                 |
|  |           | 都市景観の魅力向上を目的として照明演出等の工夫を行う。                               | [ ]  |                 |
| その他配慮事項<br>(上記配慮事項以外で景観形成において配慮した事項等を記入してください) |           |   |      |                 |

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。  
 配慮した内容若しくは配慮できない理由は必ず記入してください。一部配慮した場合は、配慮した内容と配慮できない理由を併記してください。該当しないときは－を記入してください。  
 景観配慮指針による評価の際には、財政的措置、維持管理、法令・基準等の遵守等を事前に関係機関と協議してください。

砂防・治山事業景観形成チェックシート

所管課：

担当者：

事業名： \_\_\_\_\_ 事業場所： \_\_\_\_\_

4. 砂防・治山事業配慮指針への適合状況

|       |   | 配慮事項  | 適合状況           | 配慮した内容・配慮できない理由 |
|-------|---|---|----------------|-----------------|
| 一般的事項 | 砂防ダム等の構造  | 災害防止の機能を十分に果たすことを前提としつつ、できる限り周辺景観と調和するよう、緑化工法や自然石工法を活用するなど工法を工夫するとともに、その形態・意匠、素材、色彩に配慮する。 | [            ] |                 |
|       | <b>その他配慮事項</b><br>(上記配慮事項以外で景観形成において配慮した事項等を記入してください) |   |                |                 |

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。  
 配慮した内容若しくは配慮できない理由は必ず記入してください。一部配慮した場合は、配慮した内容と配慮できない理由を併記してください。該当しないときは－を記入してください。  
 景観配慮指針による評価の際には、財政的措置、維持管理、法令・基準等の遵守等を事前に関係機関と協議してください。

公共建築物整備事業景観形成チェックシート

所管課：

担当者：

事業名： \_\_\_\_\_ 事業場所： \_\_\_\_\_

4. 公共建築物整備事業配慮指針への適合状況

|  |       | 配慮事項  | 適合状況 | 配慮した内容・配慮できない理由 |
|--|-------|---|------|-----------------|
| 一般的事項  | 建築物本体 | 主要な視点場からの眺望景観（琵琶湖、山並み等を背景とした中景・遠景）に対して、山の稜線や琵琶湖の水面等に配慮した形状、高さとする。             | [ ]  |                 |
|  |       | 施設を含む近景を魅力的なものとするために、周辺の景観（水辺、まちなみ等）と調和した形状、高さとする。                            | [ ]  |                 |
|  |       | 周辺のまちなみに圧迫感を与えない高さ、形状とする。   | [ ]  |                 |
|  |       | 壁面を後退させ、ゆとりある外部空間をつくる。  | [ ]  |                 |
|  |       | 周辺のまちなみ等との色彩や素材の調和を図る。  | [ ]  |                 |
|  |       | 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用する。  | [ ]  |                 |
|  |       | 建築設備や工作物、屋外階段等は目立たないように工夫する。  | [ ]  |                 |
|  | 外構    | 処理施設等の機能的に外観に制約がある施設についても、周辺の景観と調和するよう、形態・意匠、色彩、素材や設置位置、さらには外構の植栽やデザインの工夫を行う。 | [ ]  |                 |
|  |       | 隣接する道路、河川、公園と一体的に計画する。  | [ ]  |                 |
|  |       | 開放的なデザインとし、気軽に人が利用できる雰囲気とする。  | [ ]  |                 |
| 敷地内の既存樹木を積極的に利用するとともに、敷地規模に応じた緑地面積を確保する。また、シンボルツリーの配置、敷地境界への生垣の設置等、シンボル性の強調、周辺地域との調和といった観点から植栽を工夫する。 |       | [ ]   |      |                 |
|  |       | 屋外駐車場はできる限り出入口を限定するとともに、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮する。                              | [ ]  |                 |
| その他配慮事項<br>(上記配慮事項以外で景観形成において配慮した事項等を記入してください)   |       |   |      |                 |

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。  
 配慮した内容若しくは配慮できない理由は必ず記入してください。一部配慮した場合は、配慮した内容と配慮できない理由を併記してください。該当しないときは－を記入してください。  
 景観配慮指針による評価の際には、財政的措置、維持管理、法令・基準等の遵守等を事前に関係機関と協議してください。

駅前広場整備事業景観形成チェックシート 所管課：

担当者：

事業名： \_\_\_\_\_ 事業場所： \_\_\_\_\_

4.駅前広場整備事業配慮指針への適合状況

|       |        | 配慮事項  | 適合状況 | 配慮した内容・配慮できない理由 |
|-------|--------|---|------|-----------------|
| 一般的事項 | 全体デザイン | 視覚的に遠景、中景、近景の主対象となる地域の顔として、地域の景観特性と調和するとともに、風格のある空間デザインとする。 | [ ]  |                 |
|       |        | 地域の主要な眺望点（視点場）のひとつとして、駅前からのピスタ景観等の眺望景観をより良く見晴せる空間デザインとする。   | [ ]  |                 |
|       |        | 駅前広場単独でデザインするのではなく、駅舎、周辺のまちなみとのトータルデザインを目指す。                | [ ]  |                 |
|       | 舗装     | 舗装材料は、その土地の歴史的な背景や周辺環境に調和する素材、色彩を用いる。                       | [ ]  |                 |
|       | 植栽     | 広場には植栽を効果的に施し、まちなみ景観にうるおいを与える工夫を行う。                         | [ ]  |                 |
|       | 照明柱    | 照明柱は地域の景観特性に配慮すると共に、広場の舗装デザインと調和するよう配慮する。                   | [ ]  |                 |
|       | 電線類    | できる限り電線類を地中化するなどし、電柱をなくす。                                   | [ ]  |                 |

|  |  |
|--|--|
| <p><b>その他配慮事項</b><br/>                 (上記配慮事項以外で景観形成において配慮した事項等を記入してください)</p> |  |
|--|--|

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。  
 配慮した内容若しくは配慮できない理由は必ず記入してください。一部配慮した場合は、配慮した内容と配慮できない理由を併記してください。該当しないときは－を記入してください。  
 景観配慮指針による評価の際には、財政的措置、維持管理、法令・基準等の遵守等を事前に関係機関と協議してください。

事業実施後評価共通シート

所管課：

担当者：

事業名：

事業場所：

事業種別：

1. 事業対象地域の景観計画での位置付け

地域(景観構成要素)：

地区：

景観エリア：

2. 配慮指針への適合状況

|          | 配慮事項   | 計画段階の適合状況 | 事業実施後の適合状況 | 配慮できた内容・配慮できなかった理由   |
|----------|--|-----------|------------|----------------------|
| 配置・高さ・規模 | 主要な眺望点からの山並み、琵琶湖等の眺望景観を阻害しないよう配慮した配置、高さ、規模とする。   | [ ]       | [ ]        |                      |
|          | 歴史的なまちなみを有する地域においては、そのまちなみに配慮した配置、高さ、規模とする。  | [ ]       | [ ]        |                      |
| 形態・意匠    | 山並みや琵琶湖の眺望景観と調和し、その景観を魅力的にするよう形態・意匠を工夫する。  | [ ]       | [ ]        |                      |
|          | 建築物や構造物等が自然地形の中で違和感のないよう形態・意匠を工夫する。  | [ ]       | [ ]        |                      |
|          | 歴史・文化的な雰囲気をもった地域においては周辺景観と調和し違和感のないよう形態・意匠を工夫する。   | [ ]       | [ ]        |                      |
| 色彩       | 周辺の自然景観、歴史的なまちなみなどに見られる、地域の景観を構成している基調となる色彩に配慮する。  | [ ]       | [ ]        |                      |
|          | 建築物や構造物の大規模な壁面に対して単色で塗装することのないよう留意する。  | [ ]       | [ ]        |                      |
|          | 周辺と調和した色彩、周辺とのコントラストを生む色彩を場所や機能に応じて使い分ける。  | [ ]       | [ ]        |                      |
|          | 都市の基盤となる公共施設・空間が自己主張しすぎず、地域の歴史的・文化的な環境と調和し、地域全体をより魅力的にするよう、その色彩を工夫する。                              | [ ]       | [ ]        |                      |
| 素材       | 周辺の自然景観と調和するよう、光沢のある素材を使わず、自然素材を活用するなど使用する素材に配慮する。   | [ ]       | [ ]        |                      |
|          | 地域の歴史的・文化的な特性との調和に配慮した素材を活用する。   | [ ]       | [ ]        |                      |
| 植栽       | 地域を特徴づける樹木、地域の良好な景観形成に寄与している緑地や既存の樹木を活かすよう工夫する。  | [ ]       | [ ]        |                      |
|          | 樹種の選定にあたっては、季節感の創出等、地域の景観をより魅力的にするよう配慮する。  | [ ]       | [ ]        |                      |
|          | 現時点での見た目の美しさの視点のみでなく、植物の生育過程、生態系の保全や周辺の緑地等との連続性、歴史的な緑と人との関係などの視点にも配慮しながら、自然が持つトータルな美しさを創出するよう工夫する。 | [ ]       | [ ]        |                      |
| その他配慮事項  | 配慮事項   |           | 事業実施後の適合状況 | 特に配慮できた内容・配慮できなかった理由 |
|          |  |           |            |                      |

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。  
 配慮した内容若しくは配慮できない理由は必ず記入してください。一部配慮した場合は、配慮した内容と配慮できない理由を併記してください。該当しないときは―を記入してください。  
 道路整備事業、公園・緑地整備事業、河川・水路整備事業、橋梁整備事業、砂防・治山事業、公共建築物整備事業、駅前広場整備事業については、事業種別景観形成チェックシートも記入してください。  
 景観配慮指針による評価の際には、財政的措置、維持管理、法令・基準等の遵守等を事前に関係機関と協議してください。

道路整備事業実施後評価シート

所管課：

担当者：

事業名：

事業場所：

3.道路整備事業配慮指針への適合状況

|   |          | 配慮事項   | 計画段階の<br>適合状況  | 事業実施後<br>の適合状況     | 配慮できた内容・配慮できなかった理由 |
|---|----------|--|----------------|--------------------|--------------------|
| 線形・断面構成   | 線形       | 自然地形や歴史的な街路形態が感じられる平面計画（線形計画）とする。  | [ ]            | [ ]                |                    |
|   |          | 都市軸として象徴的なビスタ景観を演出する。  | [ ]            | [ ]                |                    |
|   |          | アイストップとなる緑地や山の稜線、水辺等に配慮する。   | [ ]            | [ ]                |                    |
|   | 縦断面      | 自然地形を活かし、起伏に沿った縦断面とする。   | [ ]            | [ ]                |                    |
| 道路幅員は道路に求められる機能とともに、沿道の景観特性に配慮し、特に歴史的なまちなみにおいてはそのスケール感を阻害しないよう配慮する。 |          | [ ]  | [ ]            |                    |                    |
| 道路構造  | 舗装       | 舗装材料は、その土地の歴史的な背景や周辺環境に調和する素材、色彩を用いる。また、良好な景観を維持するために容易にメンテナンスができる材料を使用する。     | [ ]            | [ ]                |                    |
|   |          | 歩道の公共施設等の外構部と一体的な整備を行う。  | [ ]            | [ ]                |                    |
|   | 交差点      | 地域を特徴づける交差点等の空間においては、その特色をつくるため、舗装材料や意匠により変化を持たせるなどの工夫を行う。                     | [ ]            | [ ]                |                    |
|   |          | 高架構造物、法面、擁壁は、周辺に威圧感を与えないようボリューム感を抑えるよう、素材、色彩、形態・意匠等を工夫するとともに、必要に応じて緑化等により修景する。 | [ ]            | [ ]                |                    |
| 道路植栽  | 配置       | 歩車道境界、中央分離帯には、安全面を考慮した上で、できる限り植栽スペースを確保し、まちなみ景観にうらおいを与える工夫を行う。                 | [ ]            | [ ]                |                    |
|   |          | 歩道幅員が広い通りでは、連続した並木の創出、中低木の組み合わせ、目印となるシンボルツリーの配置等、より魅力的な道路環境を演出するための植栽方法を工夫する。  | [ ]            | [ ]                |                    |
|   | 保存       | 拡幅に際して、既存樹木等がある場合は保存を検討する。   | [ ]            | [ ]                |                    |
| 道路付帯設備  | 信号機・道路標識 | 信号機や道路標識、照明柱等は、できる限り整理、統合し、すっきりとした景観とする。                                       | [ ]            | [ ]                |                    |
|   |          | 照明柱は地域の景観特性に配慮するとともに、道路デザインと調和するよう配慮する。  | [ ]            | [ ]                |                    |
|   | 電線類      | できる限り電線類を地中化するなどし、電柱をなくす。  | [ ]            | [ ]                |                    |
| その他配慮事項   | 配慮事項     |  | 事業実施後の<br>適合状況 | 配慮できた内容・配慮できなかった理由 |                    |
|   |          |  |                |                    |                    |

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。  
 配慮できた内容若しくは配慮できなかった理由は必ず記入してください。一部配慮できた場合は、配慮できた内容と配慮できなかった理由を併記してください。  
 該当しないときは-を記入してください。

公園・緑地整備事業実施後評価シート 所管課：

担当者：

事業名： \_\_\_\_\_ 事業場所： \_\_\_\_\_

3.公園・緑地整備事業配慮指針への適合状況

|         |          | 配慮事項   | 計画段階の<br>適合状況  | 事業実施後<br>の適合状況     | 配慮できた内容・配慮できなかった理由 |
|---------|----------|--|----------------|--------------------|--------------------|
| 一般的事項   | 全体デザイン   | 地域のシンボルとなる公共空間として、その地域の特性を十分に踏まえ、地域の景観の魅力を高めるよう形態・意匠、植栽等を工夫する。 | [ ]            | [ ]                |                    |
|         | 緑の連続性    | 既存の自然緑地、河川緑地、道路緑地等との連続性や一体性に配慮し、緑のネットワーク拠点となるよう配慮する。           | [ ]            | [ ]                |                    |
|         |          | 幹線道路等に面する場合は、道路植栽や歩道部との連続性や一体性に配慮する。                           | [ ]            | [ ]                |                    |
|         | 遊具等      | 遊具や噴水等は、地域の緑地の全体イメージに調和するデザインとする。                              | [ ]            | [ ]                |                    |
| 地域別配慮事項 | 山間地域・丘陵地 | 山間地域や丘陵地等においては、もとの地形に配慮した造成を行い、できる限り法面等が発生しないよう工夫する。           | [ ]            | [ ]                |                    |
|         |          | 既存の樹林、樹木等がある場合はこれを活かす。   | [ ]            | [ ]                |                    |
|         | 歴史的地域    | 歴史文化資産が残る地域においては、地域の歴史的な環境と調和し、さらにより魅力的な歴史的な環境を創出するよう工夫する。     | [ ]            | [ ]                |                    |
|         | 湖岸地域     | 湖岸地域について、自然緑地を活かすとともに失われた自然環境の再生に配慮する。                         | [ ]            | [ ]                |                    |
|         |          | 幹線道路沿道の湖岸緑地について、道路から琵琶湖が見通せるよう植栽等を工夫する。                        | [ ]            | [ ]                |                    |
| その他配慮事項 | 配慮事項     |  | 事業実施後の<br>適合状況 | 配慮できた内容・配慮できなかった理由 |                    |

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。  
 配慮できた内容若しくは配慮できなかった理由は必ず記入してください。一部配慮できた場合は、配慮できた内容と配慮できなかった理由を併記してください。該当しないときは-を記入してください。

河川・水路整備事業実施後評価シート 所管課：

担当者：

事業名： \_\_\_\_\_ 事業場所： \_\_\_\_\_

3.河川・水路整備事業配慮指針への適合状況

| 配慮事項    |         | 計画段階の<br>適合状況  | 事業実施後<br>の適合状況 | 配慮できた内容・配慮できなかった理由 |  |
|---------|---------|--|----------------|--------------------|--|
| 一般的事項   | 緑の連続性   | 緑のネットワーク形成の一環として河岸の緑化、多様な動植物が生息できるよう環境の整備等の工夫を行う。                                    | [ ]            | [ ]                |  |
|         | 河川堤・河川敷 | 河川に沿ったピスタ景観を演出するため、河川沿いの散策道や親水空間の整備、河岸と隣接する公共空間との一体的な整備を行うとともに、沿岸部を含めた広がりのある空間を確保する。 | [ ]            | [ ]                |  |
|         | 護岸      | 河川・水路が地域の景観と調和するよう、その土地の歴史性に配慮した護岸素材、積み方とするなど、形態・意匠を工夫する。                            | [ ]            | [ ]                |  |
|         | 防護柵等    | 水辺の景観に配慮した形態、意匠とし、生垣を防護柵の代わりに用いるなどの工夫を行う。  | [ ]            | [ ]                |  |
| その他配慮事項 | 配慮事項    |  | 事業実施後の<br>適合状況 | 配慮できた内容・配慮できなかった理由 |  |
|         |         |  |                |                    |  |

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。  
 配慮できた内容若しくは配慮できなかった理由は必ず記入してください。一部配慮できた場合は、配慮できた内容と配慮できなかった理由を併記してください。  
 該当しないときは－を記入してください。

橋梁整備事業実施後評価シート 所管課：

担当者：

事業名：

事業場所：

3.橋梁整備事業配慮指針への適合状況

| 配慮事項       |   | 計画段階の<br>適合状況 | 事業実施後<br>の適合状況 | 配慮できた内容・配慮できなかった理由 |
|------------|---|---------------|----------------|--------------------|
| 全体<br>デザイン | 周辺の自然景観や地域の歴史的・文化的な環境等と調和するよう、素材、形態・意匠、色彩を工夫する。           | [ ]           | [ ]            |                    |
|            | 歴史的な景観を形成する地域においては、デザイン、色彩、構造を含めた昔の橋梁の復元を検討する。            | [ ]           | [ ]            |                    |
| 一般的事項      | 橋の上から眺望景観を演出するため、橋詰めに橋や川を眺められるポケットパーク、たまりの空間をつくるなどの工夫を行う。 | [ ]           | [ ]            |                    |
|            | 周辺の景観に調和し、全体のバランスに配慮した形態、意匠とする。                           | [ ]           | [ ]            |                    |
| 親柱・高欄・照明灯  | 都市景観の魅力向上を目的として照明演出等の工夫を行う。                               | [ ]           | [ ]            |                    |
|            |   |               |                |                    |
| その他配慮事項    | 配慮事項  |               | 事業実施後の<br>適合状況 | 配慮できた内容・配慮できなかった理由 |
|            |   |               |                |                    |

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。  
 配慮できた内容若しくは配慮できなかった理由は必ず記入してください。一部配慮できた場合は、配慮できた内容と配慮できなかった理由を併記してください。  
 該当しないときは-を記入してください。

砂防・治山事業実施後評価シート

所管課：

担当者：

事業名：

事業場所：

3.砂防・治山事業配慮指針への適合状況

|                                 |          | 配慮事項  | 計画段階の<br>適合状況  | 事業実施後<br>の適合状況     | 配慮できた内容・配慮できなかった理由 |
|---------------------------------|----------|---|----------------|--------------------|--------------------|
| 一<br>般<br>的<br>事<br>項           | 砂防ダム等の構造 | 災害防止の機能を十分に果たすことを前提としつつ、できる限り周辺景観と調和するよう、緑化工法や自然石工法を活用するなど工法を工夫するとともに、その形態・意匠、素材、色彩に配慮する。 | [      ]       | [      ]           |                    |
|                                 |          |   |                |                    |                    |
| そ<br>の<br>他<br>配<br>慮<br>事<br>項 | 配慮事項     |   | 事業実施後<br>の適合状況 | 配慮できた内容・配慮できなかった理由 |                    |
|                                 |          |   |                |                    |                    |

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。  
 配慮できた内容若しくは配慮できなかった理由は必ず記入してください。一部配慮できた場合は、配慮できた内容と配慮できなかった理由を併記してください。  
 該当しないときは－を記入してください。

公共建築物整備事業実施後評価シート

所管課：

担当者：

事業名：

事業場所：

3. 公共建築物整備事業配慮指針への適合状況

| 配慮事項    |       | 計画段階の適合状況  | 事業実施後の適合状況                   | 配慮できた内容・配慮できなかった理由 |     |  |
|---------|-------|--|------------------------------|--------------------|-----|--|
| 一般的事項   | 建築物本体 | 主要な視点場からの眺望景観（琵琶湖、山並み等を背景とした中景・遠景）に対して、山の稜線や琵琶湖の水面等に配慮した形状、高さとする。                                    | [ ]                          | [ ]                |     |  |
|         |       | 施設を含む近景を魅力的なものとするために、周辺の景観（水辺、まちなみ等）と調和した形状、高さとする。   | [ ]                          | [ ]                |     |  |
|         |       | 周辺のまちなみに圧迫感を与えない高さ、形状とする。  | [ ]                          | [ ]                |     |  |
|         |       | 壁面を後退させ、ゆとりある外部空間をつくる。   | [ ]                          | [ ]                |     |  |
|         |       | 周辺のまちなみ等との色彩や素材の調和を図る。   | [ ]                          | [ ]                |     |  |
|         |       | 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用する。   | [ ]                          | [ ]                |     |  |
|         |       | 建築設備や工作物、屋外階段等は目立たないように工夫する。   | [ ]                          | [ ]                |     |  |
|         |       | 処理施設等の機能的に外観に制約がある施設についても、周辺の景観と調和するよう、形態・意匠、色彩、素材や設置位置、さらには外構の植栽やデザインの工夫を行う。                        | [ ]                          | [ ]                |     |  |
|         | 外構    |  | 隣接する道路、河川、公園と一体的に計画する。       | [ ]                | [ ] |  |
|         |       |  | 開放的なデザインとし、気軽に人が利用できる雰囲気とする。 | [ ]                | [ ] |  |
|         |       | 敷地内の既存樹木を積極的に利用するとともに、敷地規模に応じた緑地面積を確保する。また、シンボルツリーの配置、敷地境界への生垣の設置等、シンボル性の強調、周辺地域との調和といった観点から植栽を工夫する。 | [ ]                          | [ ]                |     |  |
|         |       | 屋外駐車場はできる限り出入口を限定するとともに、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮する。   | [ ]                          | [ ]                |     |  |
| その他配慮事項 | 配慮事項  |  | 事業実施後の適合状況                   | 配慮できた内容・配慮できなかった理由 |     |  |
|         |       |  |                              |                    |     |  |

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。  
 配慮できた内容若しくは配慮できなかった理由は必ず記入してください。一部配慮できた場合は、配慮できた内容と配慮できなかった理由を併記してください。  
 該当しないときは-を記入してください。

駅前広場整備事業実施後評価シート 所管課：

担当者：

事業名：

事業場所：

3.駅前広場整備事業配慮指針への適合状況

| 配慮事項    |   | 計画段階の<br>適合状況 | 事業実施後<br>の適合状況 | 配慮できた内容・配慮できなかった理由 |
|---------|---|---------------|----------------|--------------------|
| 一般的事項   | 視覚的に遠景、中景、近景の主対象となる地域の顔として、地域の景観特性と調和するとともに、風格のある空間デザインとする。 | [ ]           | [ ]            |                    |
|         | 地域の主要な眺望点（視点場）のひとつとして、駅前からのビスタ景観等の眺望景観をより良く見晴せる空間デザインとする。   | [ ]           | [ ]            |                    |
|         | 駅前広場単独でデザインするのではなく、駅舎、周辺のまちなみとのトータルデザインを目指す。                | [ ]           | [ ]            |                    |
|         | 舗装材料は、その土地の歴史的な背景や周辺環境に調和する素材、色彩を用いる。                       | [ ]           | [ ]            |                    |
|         | 広場には植栽を効果的に施し、まちなみ景観にうるおいを与える工夫を行う。                         | [ ]           | [ ]            |                    |
|         | 照明柱は地域の景観特性に配慮するとともに、広場の舗装デザインと調和するよう配慮する。                  | [ ]           | [ ]            |                    |
|         | できる限り電線類を地中化するなどし、電柱をなくす。                                   | [ ]           | [ ]            |                    |
| その他配慮事項 | 配慮事項  |               | 事業実施後の<br>適合状況 | 配慮できた内容・配慮できなかった理由 |
|         |   |               |                |                    |

注) 適合状況には○：配慮した、△：一部配慮した、×：配慮できなかったを記入してください。  
 配慮できた内容若しくは配慮できなかった理由は必ず記入してください。一部配慮できた場合は、配慮できた内容と配慮できなかった理由を併記してください。  
 該当しないときは－を記入してください。

## 令和 年度公共事業計画概要書

部 課 担当者 内線

| 事業名 | 事業(施設)種別 | 概要 |
|-----|----------|----|
|     |          |    |

※1 位置図を添付してください。

※2 下記の条件に該当する事業のみ記入してください。

- ① 景観法及び大津市景観法施行条例に基づく通知対象事業
- ② 風致地区内における協議対象事業
- ③ 景観形成実施計画及びその(案)の対象区域での事業
- ④ 歴史的風土特別保存地区での事業
- ⑤ 事業担当課において、特に景観への配慮を必要と認められる公共事業

## 4. 参考資料

### 4-1 参考資料

#### (1) 景観形成重点推進公共事業について

##### 1) 景観法に基づく通知対象事業

###### 通知の対象となる行為の種類

###### ■建築物

建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更

(外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が10㎡以下であるものを除く)

###### ■工作物

工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更

(外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が10㎡以下であるものを除く)

以下の種類①～⑤を指します

種類① 垣(生垣を除く。)、柵、塀、擁壁、その他これらに類するもの

種類② 煙突、ごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物(以下「屋外広告物」という。)、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を除く。)

記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの(屋外広告物に該当するものを除く。)

彫像その他これに類するもの(屋外広告物に該当するものを除く。)

高架水槽

メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設

石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設

種類③ 汚水又は廃水を処理する施設

種類④ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)

種類⑤ 太陽光発電設備等(太陽光を電気に変換し、又は太陽熱を利用する設備及びその附属物)

###### ■開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

###### ■建築物・工作物・開発行為以外

土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

木竹の伐採

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

水面の埋立て又は干拓

### ※適用除外となる行為

以下に該当する行為については、景観法に基づく通知は必要ありません。

- ・滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年滋賀県条例第24号）第2条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議若しくは同条例第3条の規定による通知をして行う行為
- ・大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年条例第5号）第2条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議若しくは同条例第3条の規定による通知をして行う行為
- ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第9条第1項の規定による許可を受けて行う行為
- ・自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による許可を受けて行う行為
- ・森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項、第34条第1項若しくは第2項又は第49条第1項の規定による許可を受けて行う行為
- ・大津市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成元年条例第59号）第4条第1項の規定による許可を受け、又は同条例第6条の規定による協議若しくは同条例第7条の規定による通知をして行う行為
- ・地区計画等（都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。）の区域（地区整備計画（同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。）が定められている区域に限る。）内で行う土地区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為 …地区計画等において届出の対象となる行為
- ・屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- ・その他、景観法で定めるもの

表-1 通知の対象となる行為の規模

| 番号   | 種別            | 建築物  | 工作物  |   |
|------|---------------|--|--|---|
| (1)  | 景観エリア         | 緑地景観エリア  | ア 高さ10mを超えるもの  | 種類①～③ 高さ10mを超えるもの   |
| (2)  |               | 低層住宅地景観エリア   | イ 延床面積 500㎡を超えるもの  | 種類④ 高さ 15mを超えるもの  |
| (3)  |               | 市街地景観エリア   | ア 高さ13mを超えるもの  | 種類①～③ 高さ13mを超えるもの   |
| (4)  |               | 沿道市街地景観エリア   | イ 延床面積 1,500㎡を超えるもの  | 種類④ 高さ 15mを超えるもの  |
| (5)  |               | 商業地景観エリア   | ア 高さ15mを超えるもの  | 種類①～④ 高さ 15mを超えるもの  |
| (6)  |               | 工業地景観エリア   | イ 延床面積 3,000㎡を超えるもの  |   |
| (7)  | (1)～(6)の景観エリア | —  | 種類⑤ 垂直距離※（最も低い位置にある部分から最も高い位置にある部分までの距離）が 10mを超えるもの、又は、太陽電池モジュール等の面積の合計が 1,000㎡を超えるもの  |   |
| (8)  | 湖岸軸           | 市街地水辺景観エリア<br>集落水辺景観エリア<br>砂浜樹林景観エリア<br>山岳水辺景観エリア<br>ヨシ原樹林景観エリア<br>河畔林景観エリア          | ア 建築物(塀を除く。)の新築、改築、増築又は移転で、その新築、改築、増築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの<br>イ 建築物(塀を除く。)の新築、改築、増築又は移転で、新築、改築又は増築後の建築物の高さが5mを超えることとなるもの<br>ウ 塀の新築又は移転で高さが1.5mを超えるもの<br>エ 塀の新築又は移転で長さが10mを超えるもの<br>オ 塀の改築、増築で、改築又は増築後の塀の高さが1.5m又は長さが10mを超えることとなるもの<br>カ 外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が 10㎡を超えるもの   | 種類① 高さ1.5mを超え、又は長さが10mを超えるもの<br>種類② 高さ5mを超えるもの<br>種類③ 高さ1.5mを超え、又はその築造面積の合計が100㎡を超えるもの<br>種類④ 高さが10mを超えるもの<br>種類⑤ 垂直距離※が 10mを超えるもの、又は、太陽電池モジュール等の面積の合計が 1,000㎡を超えるもの<br>種類①～⑤ 外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が 10㎡を超えるもの |
| (9)  |               | 水辺景観特別エリア  | (8)欄に同じ  | (8)欄に同じ   |
| (10) | 重点地区          | 堅田景観重点地区   | ア 建築物(塀を除く。)の新築、改築、増築又は移転で、その新築、改築、増築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの<br>イ 建築物(塀を除く。)の新築、改築、増築又は移転で、新築、改築又は増築後の建築物の高さが5mを超えることとなるもの<br>ウ 塀の新築又は移転で高さが1.5mを超えるもの<br>エ 塀の新築又は移転で長さが10mを超えるもの<br>オ 塀の改築、増築で、改築又は増築後の塀の高さが1.5m又は長さが10mを超えることとなるもの<br>カ 屋根等（屋根・屋上・外壁面）に太陽光発電設備等を設置する外観の変更で、太陽電池モジュール等の面積の合計が 10㎡を超えるもの<br>キ 外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が 10㎡を超えるもの | 種類① 高さ1.5mを超え、又は長さが10mを超えるもの<br>種類② 高さ5mを超えるもの<br>種類③ 高さ1.5mを超え、又はその築造面積の合計が100㎡を超えるもの<br>種類④ 高さが10mを超えるもの<br>種類⑤ 垂直距離※が 5mを超えるもの、又は、太陽電池モジュール等の面積の合計が 100㎡を超えるもの<br>種類①～⑤ 外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が 10㎡を超えるもの    |
| (11) |               | 坂本景観重点地区   | (10)欄に同じ   | (10)欄に同じ  |
| (12) | 大津百町景観重点地区    | (10)欄に同じ   | (10)欄に同じ   |   |

| 開発行為                   | 木竹の伐採  | 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積  | 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更   | 水面の埋立て又は干拓   |
|------------------------|--|---|---|--|
|                        |  |   |   |  |
|                        |  |   |   |  |
|                        |  |   |   |  |
|                        |  |   |   |  |
| 開発行為のうち<br>1,000㎡以上のもの | 以下のすべてに該当する木竹の伐採<br>①木竹の高さが5mを超えるもの<br>②林業を営むために行う木竹の伐採以外のもの | 以下のすべてに該当する土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積<br>①堆積の高さが1.5mを超え、若しくはその堆積に係る部分の面積が100㎡を超えるもの<br>②堆積された物件が外部から見通すことができる場所での堆積<br>③堆積の期間が30日を超えて継続するもの |   |  |
|                        | (8)欄に同じ  | (8)欄に同じ   | ①切土又は盛土により生ずる法面の高さが1.5mを超えるもの<br>②切土又は盛土により生ずる法面の長さが10mを超えるもの<br>③当該行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの | ①盛土により生ずる法面の高さが1.5mを超えるもの<br>②長さが10mを超えるもの<br>③当該行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの |
|                        | (8)欄に同じ  | (8)欄に同じ   | (9)欄に同じ   | (9)欄に同じ  |
|                        | (8)欄に同じ  | (8)欄に同じ   |   |  |
|                        | (8)欄に同じ  | (8)欄に同じ   |   |  |

## 2) 風致地区内における協議対象事業

表-2 協議対象となる行為

| 風致地区内で協議を要する行為 |                         |
|----------------|-------------------------|
| ①              | 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 |
| ②              | 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 |
| ③              | 木竹の伐採                   |
| ④              | 土石の類の採取                 |
| ⑤              | 水面の埋め立て又は干拓             |
| ⑥              | 建築物その他の工作物の色彩の変更        |
| ⑦              | 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積   |

## 3) 景観上重要な地域

### ① 景観計画に定める景観重点地区の区域

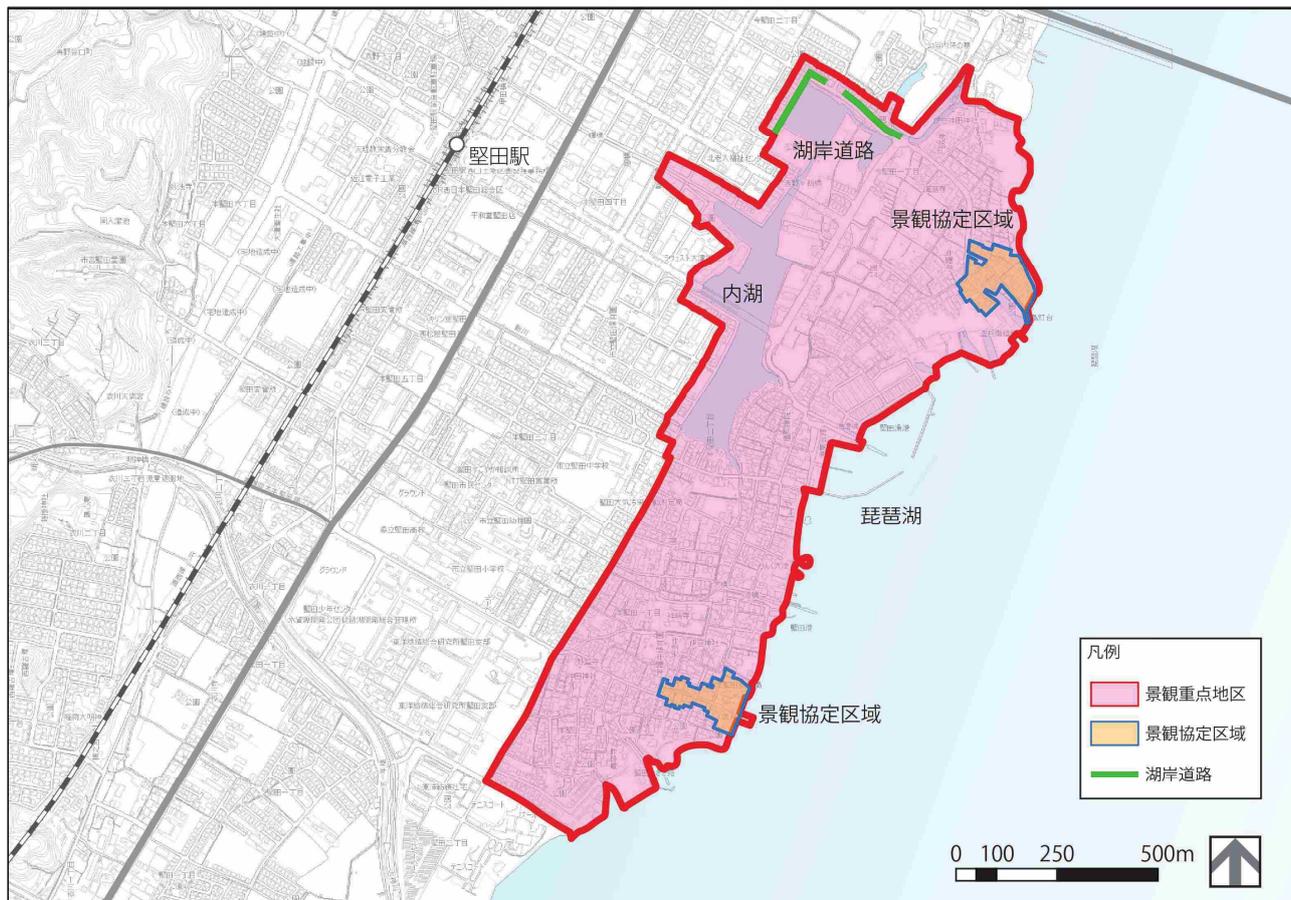
|                  |        |
|------------------|--------|
| 堅田景観重点地区 .....   | 図 1 参照 |
| 坂本景観重点地区 .....   | 図 2 参照 |
| 大津百町景観重点地区 ..... | 図 3 参照 |

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| ② 歴史的風土特別保存地区の区域..... | 図 4 参照 |
|-----------------------|--------|

### 図1 堅田景観重点地区 区域図

「景観形成実施計画～堅田地区～」の計画対象区域と整合させることを基本とし、上記計画のもと締結された「落雁の道地区」及び「出島灯台のまち地区」の景観協定の区域とともに、湖岸付近の浮御堂や出島灯台、伊豆神社等の数多くの歴史文化資産が点在する歴史的なまちなみ、地域住民により守られてきた堅田内湖を含む範囲を一体的に設定しています。

図1 堅田景観重点地区区域図

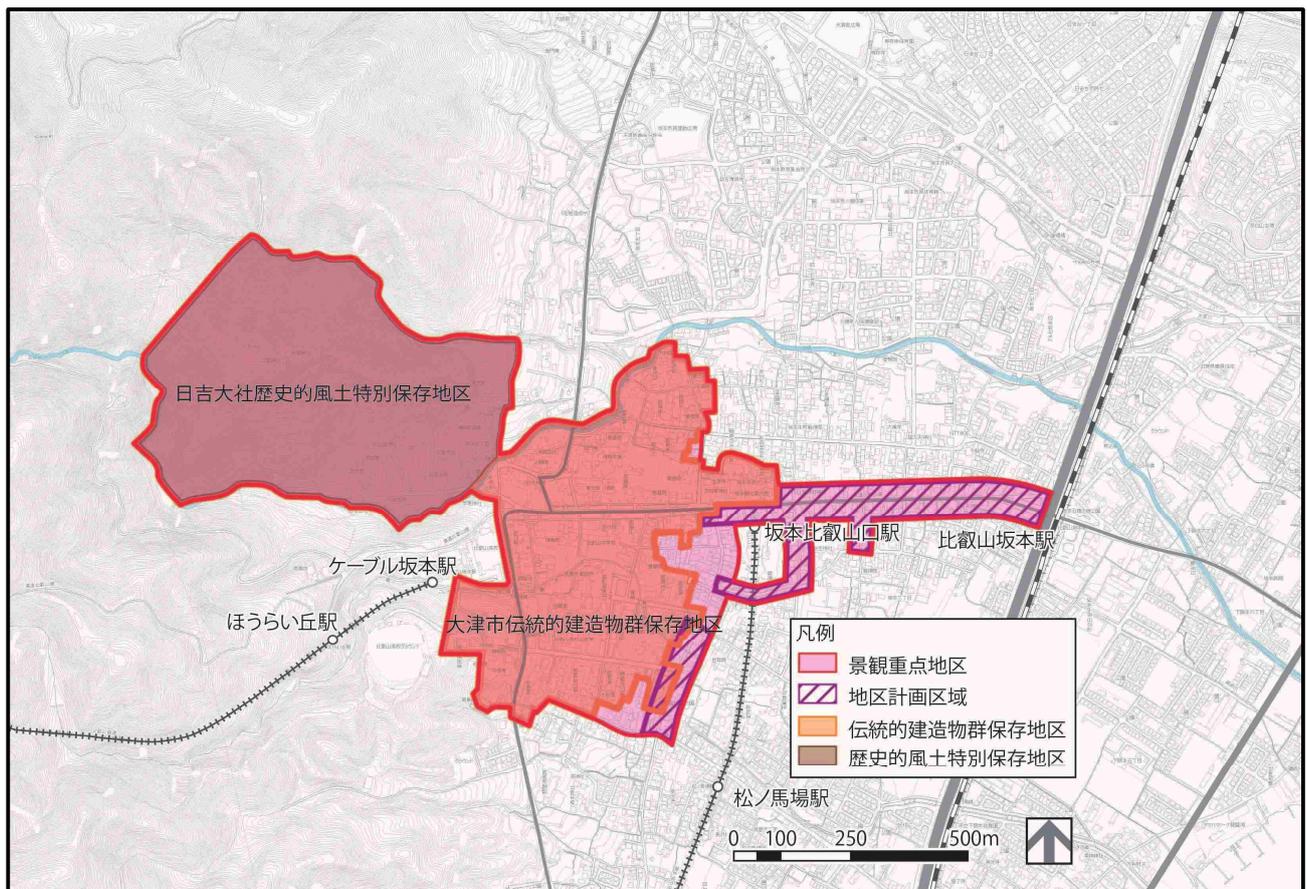


堅田景観重点地区の面積：72.33ha

## 図2 坂本景観重点地区 区域図

「景観形成実施計画～坂本地区～」の計画対象区域と整合させることを基本とし、上記計画のもと決定された「県道比叡山線沿道地区 地区計画」「坂本四丁目南町地区 地区計画」「坂本明良通り沿道地区 地区計画」及び「坂本伝統的建造物群保存地区」、「日吉大社歴史的風土特別保存地区」を含む範囲で設定しています。まとまりのある地区設定とするため。上記のいずれも指定されていない範囲も一体的に設定しています。

図2 坂本景観重点地区区域図

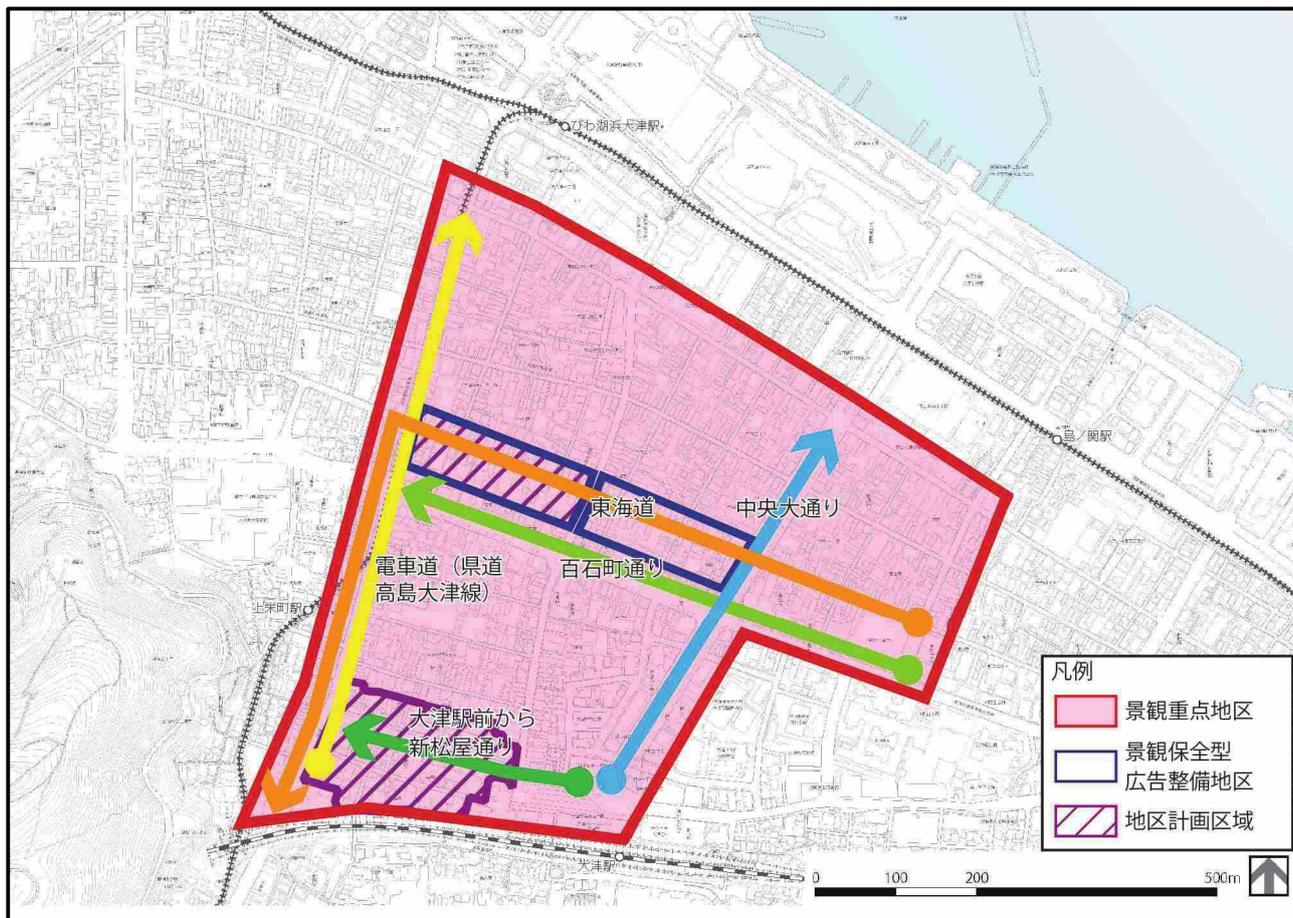


坂本景観重点地区の面積：71.49ha

図3 大津百町景観重点地区 区域図

大津百町と称された区域のうち、大津祭が開催される区域を中心に、「旧東海道沿道京町通り地区 地区計画」、「大津駅西第一地区 地区計画」、「景観保全型広告整備地区 旧東海道沿道京町通り地区」、「びわこ東海道景観基本計画」に基づく「東海道沿道景観の連携重点ゾーン」を含む範囲を一体的に設定しています。

図3 大津百町景観重点地区区域図



大津百町景観重点地区の面積：45.2ha





# 大津市景観計画ガイドライン

## ⑥ 公共事業編

令和7年(2025年)3月31日策定

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 発行者    | 大津市都市計画部都市計画課            |
| 所在地    | 〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号  |
| 電話     | (077)528-2956            |
| E-mail | otsu1303@city.otsu.lg.jp |